

第 3 次相模原市環境基本計画

(案)

相模原市

第 1 章 相模原市環境基本計画の策定に当たって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画を策定するに当たって	2
3. 計画の位置付けと関連計画との関係	3
4. 計画期間	3
5. 計画の対象範囲	4
6. 計画策定の視点	5
7. 市民・事業者等の意識調査	6
第 2 章 相模原市の環境	7
1. 相模原市を取り巻く社会情勢の変化	7
2. 相模原市の概況	12
3. 相模原市の現状と課題	18
第 3 章 相模原市が目指す環境像	21
1. 望ましい環境像	21
2. 基本目標	23
3. 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)と施策との関連性	24
4. 環境基本計画の施策体系	26
第 4 章 施策内容	28
1. 地球温暖化対策～低炭素社会が実現しているまち～～気候変動に適応しているまち～	28
2. 資源循環の推進～ともにつくる資源循環都市～	37
3. 水とみどり・生物多様性の保全～水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ～	44
4. 環境リスクの管理～安全で快適な生活環境の実現～	53
5. 環境に配慮したライフスタイルの促進～環境保全の人づくり・仕組みづくり～	59
第 5 章 推進体制・進行管理	69
1. 計画推進に向けた基本的な考え方及び方針	69
2. 計画の推進主体と役割	70
3. 進行管理と計画の見直し	71
資料編	72

第1章 相模原市環境基本計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景と目的

近年、地球温暖化が原因と考えられる異常気象や化石燃料の枯渇などのエネルギー問題、種の絶滅などの生物多様性の危機等、地球規模での環境問題に直面しており、私たちの生活への影響が顕在化してきています。

このような問題が顕在化する中、国内外の動向としては、「誰一人取り残さない」を理念とした「持続可能な開発目標（SDGs）」や温室効果ガス削減等についての新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択されました。また、平成30年4月には、国（環境省）の「第五次環境基本計画」が閣議決定され、「環境・経済・社会の統合的向上」や「地域循環共生圏」の創造がうたわれるなど環境に対する考え方・姿勢について、大きな転換期を迎えていると言えます。一方、我が国では、人口減少や少子高齢化、財政・社会保障に対する不安感の増大、地域でのつながりや連帯感の綻び、自然災害の頻発など、「環境」、「経済」及び「社会」のそれぞれにおいて、普段の生活に支障を与えるような複雑かつ深刻な問題が顕在化してきています。そして、これらの課題解決には、自治体を含めた多様な主体による地域スケールでの実効性のある取組が重要となります。

本市は、首都圏南西部の広域交流拠点としての都市機能と、丹沢の雄大な山並みや広大な森林、県民の水源である湖、相模川の清流など豊かな自然環境を併せ持つ都市として発展を続けています。この豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、平成22年3月に「相模原市環境基本計画2010-2019」（以下「前計画」といいます。）を策定し、地球温暖化対策や資源の循環、自然環境の保全・活用など6つの目標を掲げ、様々な取組を進めてきましたが、近年は、短時間強雨や局地的な豪雨の増加による浸水被害、土砂災害などの地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響の顕在化、中山間地域における農林業の後継者不足による森林管理の不足や耕作放棄地の増加といった社会情勢を背景とした課題への対応が必要となっています。また、圏央道インターチェンジの開設、リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）や車両基地の設置、相模総合補給廠の一部返還に伴うまちづくりなど様々なプロジェクトも計画されています。

第3次相模原市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）は、前計画が計画期間の終了を迎えたこと、また、本市を取り巻く社会情勢や環境の変化、環境に対する新たな課題やニーズ等へ対応するため策定するものです。

2. 計画を策定するに当たって

本計画は、相模原市環境基本条例（平成8年相模原市条例第26号）（以下「環境基本条例」といいます。）の第3条に規定する基本理念を実現するために、同条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。同条例に掲げる4つの基本理念に基づき、本計画の果たす役割は以下の3点となります。

相模原市環境基本条例（第3条 基本理念）

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。



本計画の果たす役割

環境基本条例の基本理念の実現に向け、望ましい環境像を定め、環境分野の総合計画として環境施策全体の理念及び方針を示す。

中・長期的視点に基づいて、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を明らかにする。

市、市民、事業者、環境保全団体、研究機関等における環境の保全及び創造に向けての個々の役割及び横断的な取組を促すための方法を明らかにする。

3. 計画の位置付けと関連計画との関係

本計画は、市の将来像や目指すまちの姿を示す「相模原市総合計画」の部門別計画であり、環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する環境分野の総合計画です。地球温暖化、資源循環、自然環境、生活環境の各環境分野において、中・長期的な視点に立ち、環境の保全及び創造に関する施策に係る目標及び方針を示しています。また、環境分野の個別計画との関連性を体系的に整理し、計画の役割、位置付けを明確にしました。具体的施策・取組については、同時期に策定された各環境分野の個別計画と合わせて推進を図ります。

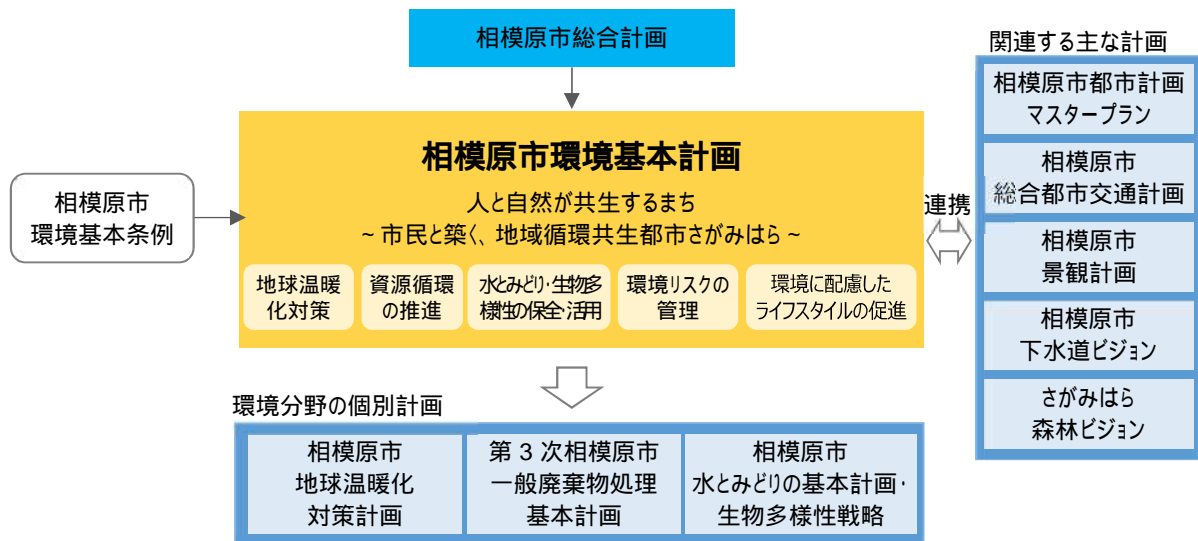


図 1-1 環境基本計画の位置付け

4. 計画期間

本計画の対象期間は、「相模原市総合計画」に合わせて令和2(2020)年度から令和9(2027)年度までの8年間とします。また、望ましい環境像は、中・長期的視点に立って計画を推進する必要があるためおおむね20年後とします。

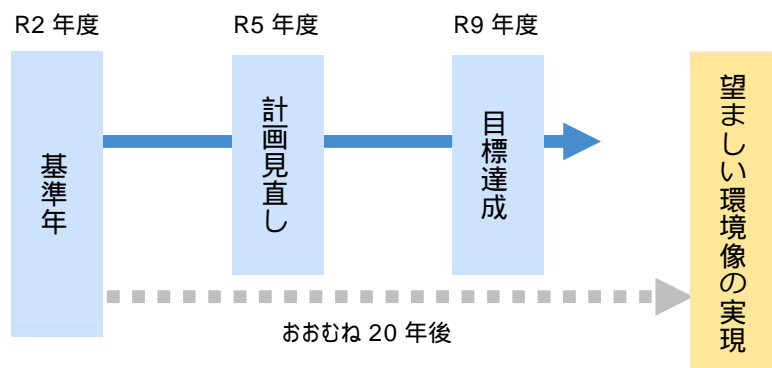


図 1-2 環境基本計画の期間

5. 計画の対象範囲

近年、環境問題は日常生活から地球規模の問題まで広範囲に及んでいます。また、それぞれの環境要素は階層的に重なっているため、環境問題を効果的に解決していくためには、それらの状況を踏まえた施策の展開が重要となります。

本計画は、複雑・多様化する環境問題を広域的な視点に立って幅広く捉えるとともに、市の環境特性を生かした「相模原らしさ」を十分に反映させる内容としました。本計画の対象範囲は、下図に示すイメージとなります。

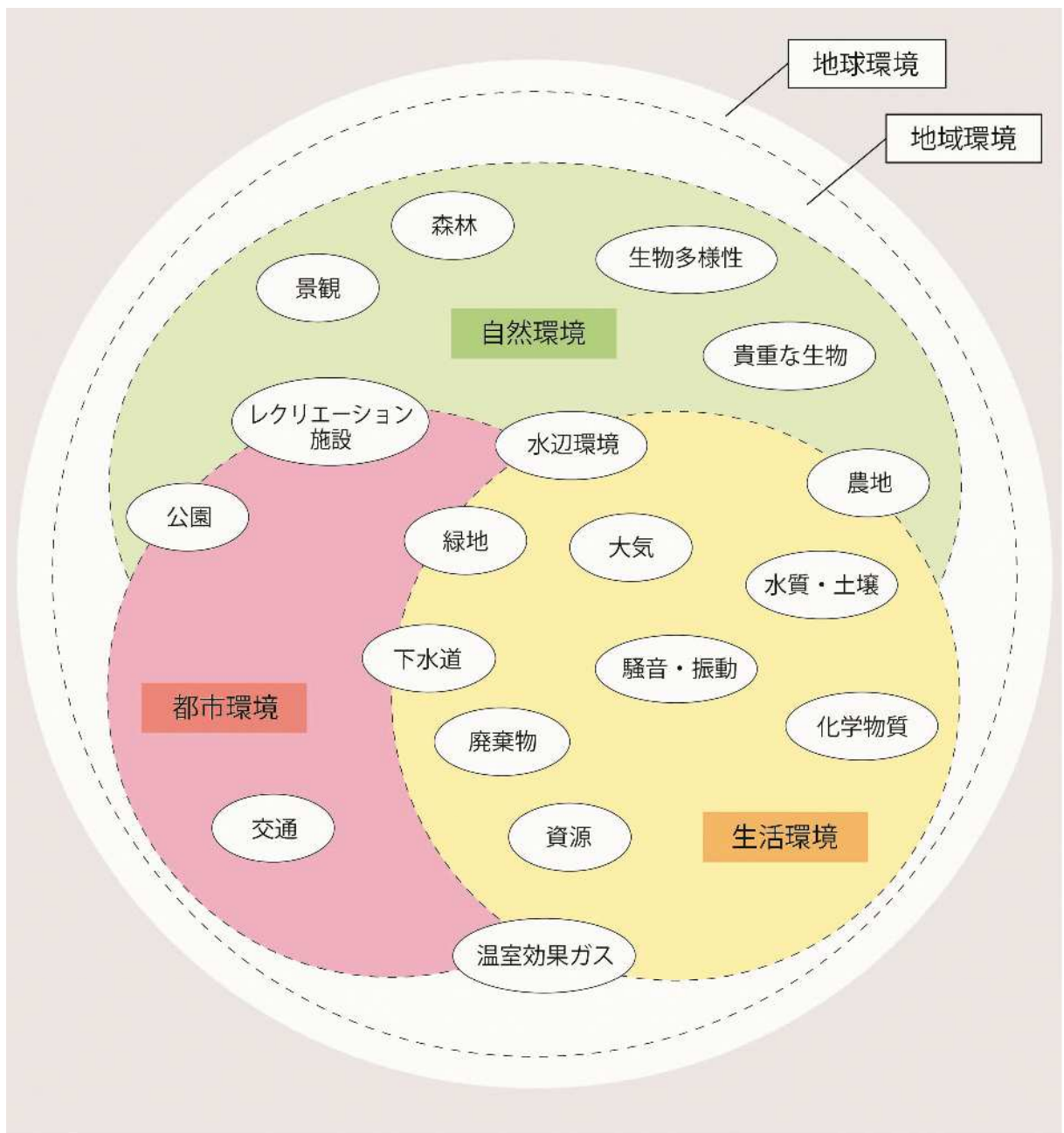


図 1-3 環境基本計画の対象範囲

6. 計画策定の視点

本計画は、下表の視点に留意して策定しました。

表 1-1 環境基本計画策定の視点

計画策定の視点	内容
総合的・統合的な視点	市の環境関連計画の上位計画として、環境的側面に加え、経済的側面及び社会的側面を合わせた総合的・統合的な施策展開を図るための計画として策定
中・長期的な視点	環境問題の解決には中・長期的な取組が重要なことから、長期的な望ましい環境像の明示と、その実現に向けた段階的な目標設定及び解決すべき課題や施策内容を整理 SDGsの考えを踏まえ、総合的な課題解決を行うための施策を体系的に整理
各主体との協働の視点	複雑かつ連関した環境問題の解決のためには多様なステークホルダーの協力が必要なことから、市、市民、事業者、環境保全団体、研究機関等の役割と協働の方法を踏まえて施策を立案
地域課題への対応と 広域連携についての視点	都市部から中山間地域まで多様な土地利用を有することから、それぞれの地域における課題の整理と、課題を解決するための個別・横断的な施策を整理
関連計画を踏まえた 位置付けの整理	市が策定する環境分野における個別計画の総合的・統合的な計画に当たることから、個別計画との関連を踏まえ、理念や施策内容の統一に配慮して整理
社会情勢の変化 への対応	国（環境省）の第五次環境基本計画、持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定といった近年の社会情勢の変化を踏まえて施策を整理
「環境教育等行動計画」の 位置付け	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）」に基づく「環境教育等行動計画」として、環境教育の実行計画を明確化

7. 市民・事業者等の意識調査

① 市民・事業者アンケート

計画策定に先立ち、認知度や取組状況、課題等を把握することを目的として、平成 30 年度に市民・事業者を対象としたアンケート調査を行いました。アンケート調査の結果の概要を下記に示します。なお、アンケート調査の内容は、資料編に示します。

- ・暑さ、異常気象、ごみの問題など、日常生活や事業活動に関わる項目について関心が高い。
- ・市民の環境保全に関して取り組んでいない理由として、「機会が無い」「時間が無い」の割合が多く、「興味が無い」の割合が低いことから、市民の主体的な行動につながる施策、取組や情報発信が重要と考えられた。
- ・企業の環境の取組に関する位置付けは、「社会貢献活動の一環という位置付け」「事業活動を続ける上で重要な要素」が多く、市内企業の環境配慮の活動は比較的高い意識に基づいて行われていると考えられた。

図 1-4 アンケート結果の概要

② 事業者等ヒアリング

アンケート調査において、環境保全活動に積極的に取り組んでいる事業者 4 社、1 大学を対象に施策内容に対する意見や市への要望についてヒアリング調査を行いました。これらヒアリング調査の結果の概要を下記に示します。なお、ヒアリング調査の内容は、資料編に示します。

- ・近年の環境に対する意識の高まりにより企業の社会的責任は厳しくなっており、地域や顧客の信用確保のために環境配慮は重要な取組と位置付けている。
- ・急速充電器の整備、EV バス導入、小水力発電、バイオマスエネルギー導入等のエネルギー関連の施策は経済効果も期待できるので注力してはどうか。
- ・自社の事業活動の電気を再生可能エネルギーで賄う必要があるため、今後は再エネ電気を確保していきたい。
- ・環境についての施策や規制、市内での環境関連企業の取組等については積極的に情報提供いただきたい。
- ・市と協働してごみ問題といった環境啓発のイベント、市民を対象とした環境講座を開設することは可能である。
- ・市、事業者、消費者の 3 者にインセンティブが与えられるような仕組みづくりが重要である。
- ・環境配慮の取組は一事業者では難しいところもあるため、同じ目標を持つ他業種や大学・研究機関等が知り合える場を設けてほしい。

図 1-5 ヒアリング結果の概要

③ さがみはら環境シンポジウム

計画策定に当たり、市内において最大規模の環境啓発事業である「さがみはら環境まつり」のイベントの一つとして、「さがみはら環境シンポジウム」を開催しました。

「さがみはら環境シンポジウム」では、基調講演のほか、地域で活動する市民、事業者の方や有識者の方による「これからの相模原の環境」と題したパネルディスカッションを行いました。パネルディスカッションでは、本市の望ましい環境像や、それを実現するための施策について様々な意見が出されました。今後も本計画で示す環境教育の一環として、このような相模原の環境について参加者と一緒に考える場や地域の取組を知っていただく場を設けていきます。

第2章 相模原市の環境

1. 相模原市を取り巻く社会情勢の変化

(1) 国（環境省）第五次環境基本計画の策定（平成30年4月閣議決定）

平成30（2018）年4月に第五次環境基本計画が策定されました。この計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も活用しながら、環境政策による経済・社会的課題の「同時解決」などを実現することを目標としています。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」が提唱されています。この考え方を踏まえて、本市が持つ都市部から中山間地域までの多様な地域特性における環境政策の在り方を検討する必要があります。

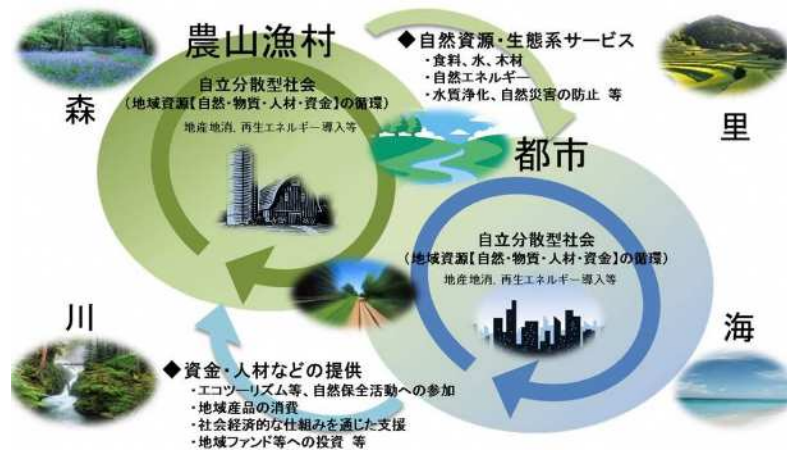


図 2-1 地域循環共生圏の概念

出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

本計画との関係	本計画における望ましい環境像は、地域循環共生圏の考え方を踏まえるとともに本市における土地利用の状況や資源分布の状況等に鑑みて設定しています。
---------	--

(2) 気候変動・エネルギー

平成27（2015）年12月に第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択されました。我が国は、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で26%の温室効果ガスの削減を目標としています。この目標達成に向けて、国や自治体を挙げた取組の推進が必要とされています。

表 2-1 各国の削減目標

国名	削減目標	基準年度
中国	2030年までにGDP当たりの二酸化炭素排出量を60～65%削減	2005年
EU	2030年までに少なくとも40%削減	1990年
日本	2030年度までに26%削減	2013年度

出典：全国地球温暖化防止活動センター 会議レポート を基に作成

本計画との関係	本計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、国の目標設定年度や目標値を踏まえるとともに本市の温室効果ガス排出量の状況等に鑑みて設定しています。
---------	--

(3) 海洋プラスチックごみ問題

プラスチックは、私たちの生活に身近な素材であり、利便性が高いため幅広く利用されています。しかし近年は、漁具として使用されていたプラスチックや陸上で廃棄又は水害で流失したプラスチックが海洋に流出し、海洋環境の汚染や生態系への影響が指摘されています。

我が国では、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）に基づき、プラスチックの資源循環を推進しています。なお、令和元（2019）年 6 月 28 日、29 日に開催された G20 大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、その実現のため、日本では「マリン（MARINE）・イニシアティブ」を立ち上げました。

廃棄物管理、海洋ごみの回収及びイノベーションを推進するための途上国の能力強化を支援するなど国際的な取組が展開されつつあります。



図 2-2 G20 サミットの様子

出典：外務省ホームページ

本計画との
関係

本計画では、「基本目標 2 資源循環の推進」にて、プラスチックを含むごみの削減量の低減に関する対策を立案しています。

(4) 生物多様性

国内における生物多様性の保全是、平成 22 年度に名古屋市で行われた生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において世界目標である「生物多様性戦略目標 2011-2020（愛知目標）」が採択され、これを機に生物多様性戦略計画が立てられ、様々な活動が展開されています。

長期目標（Vision）＜2050 年＞

「自然と共生する（Living in harmony with nature）」世界
「2050 年までに、生物多様性が評価され、保存され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

短期目標（Mission）＜2020 年＞

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する
これは 2020 年までに、抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

図 2-3 生物多様性戦略計画 2011-2020

出典：平成 25 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省,2013）

本計画との
関係

本計画では、「基本目標 3 水とみどり・生物多様性の保全・活用」にて、生物多様性の保全に関する対策を立案しています。

(5) グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）

国（国土交通省）の第二次国土形成計画（全国計画）（平成 27 年 8 月閣議決定）では、グリーンインフラを「社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」と定義されています。

また、国（国土交通省）の第 4 次社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月閣議決定）、森林・林業基本計画（平成 28 年 5 月林野庁）、国土強靱化アクションプラン 2018（平成 30 年 6 月国土強靱化推進本部）においてもグリーンインフラの取組の推進が示されています。このように、みどりが持つ多面的機能を有効活用していくため、グリーンインフラの活用が広がりつつあります。

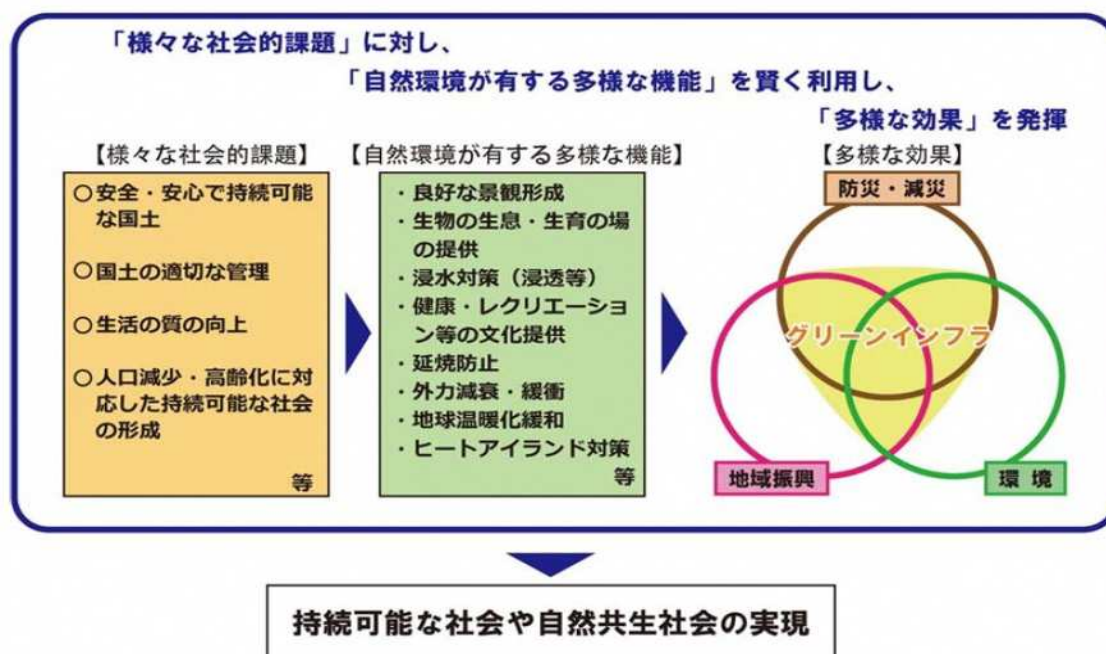


図 2-4 グリーンインフラの概念図

出典：グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～（国土交通省,2017）より作成

本計画との
関係

本計画では、「基本目標 3 水とみどり・生物多様性の保全・活用」にて、グリーンインフラの考え方に寄与する対策を立案しています。

(6) 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。



図 2-5 SDGs の 17 のゴール

出典：国際連合広報センター ホームページ

本計画との 関係	本計画では、5 つの基本目標の各施策の方向性と SDGs の各ゴールに対する関連性及びその貢献の内容を整理しています。
-------------	---

(7) 持続可能な開発のための教育 (ESD : Education for Sustainable Development)

持続可能な開発のための教育である ESD は、環境、貧困、人権、平和、開発等について取り組み、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動とされています。ESD の実施には、特に、人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと、他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むことの 2 点の観点が重要視されています。そのため、環境、平和や人権等の ESD の対象となる様々な課題への取組をベースにしつつ、環境、経済、社会、文化の各側面から学際的かつ総合的に取り組むことが重要です。

ESD の目標

全ての人が質の高い教育の恩恵を享受すること
 持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること
 環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと

図 2-6 ESD の目標

出典：文部科学省 ホームページ

本計画との 関係	本計画では、「基本目標 5 環境に配慮したライフスタイルの促進」にて、ESD の促進に関する対策を立案しています。
-------------	---

(8) 環境と経済（ESG 投資（ESG：Environment Social Governance））

ESG 投資とは、環境（Environment）社会（Social）企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選別して行う投資のことを指します。

近年、環境保全と経済活動の両立が叫ばれていますが、事業者の環境保全等の活動を後押しする ESG 投資等の投資活動が欧米を中心に広く浸透してきています。

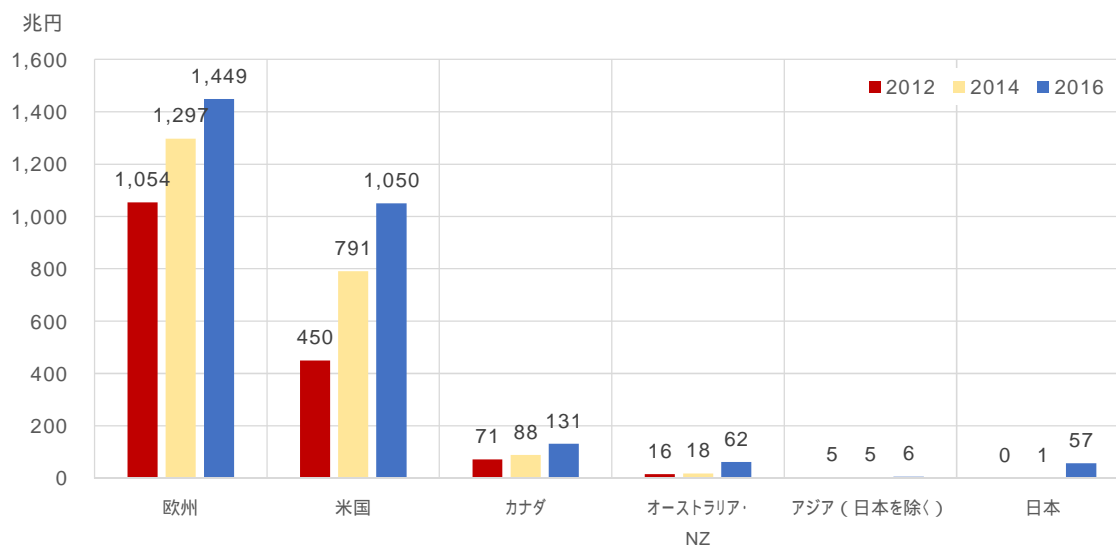


図 2-7 我が国の ESG を含むサステナブル（持続可能）な投資額残高の推移

出典：Global Sustainable Investment Review2016（Global Sustainable Investment ALLOANCE）、日本サステナブル投資白書 2017（NPO 法人日本サステナブル投資フォーラム、2018）より作成

本計画との
関係

本計画では、「基本目標 5 環境に配慮したライフスタイルの促進」にて、ESG を含む環境配慮行動の促進に関する対策を立案しています。

2. 相模原市の概況

(1) 位置と地勢

本市は、神奈川県北西部に位置し、北部は東京都、西部は山梨県と接しています。面積は328.91km²で神奈川県総面積の約14%を占めています。

市の西部には、丹沢大山国定公園や県立陣馬相模湖自然公園に指定された森林地帯など貴重な自然環境を形成した山々が連なり、県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖等を抱えています。これらの湖の周辺や相模川、道志川、串川沿いの流域に広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かな街並みが形成されています。

一方、市の東部は、相模川沿いの3つの河岸段丘（相模原段丘、田名原段丘及び陽原段丘）が形成されており、相模原台地上段は、公共交通網の充実により、利便性が高い地域として土地利用が進んでいます。

また、河岸段丘の間の斜面は樹林帯が連なり、都市部における貴重なみどりとなっています。

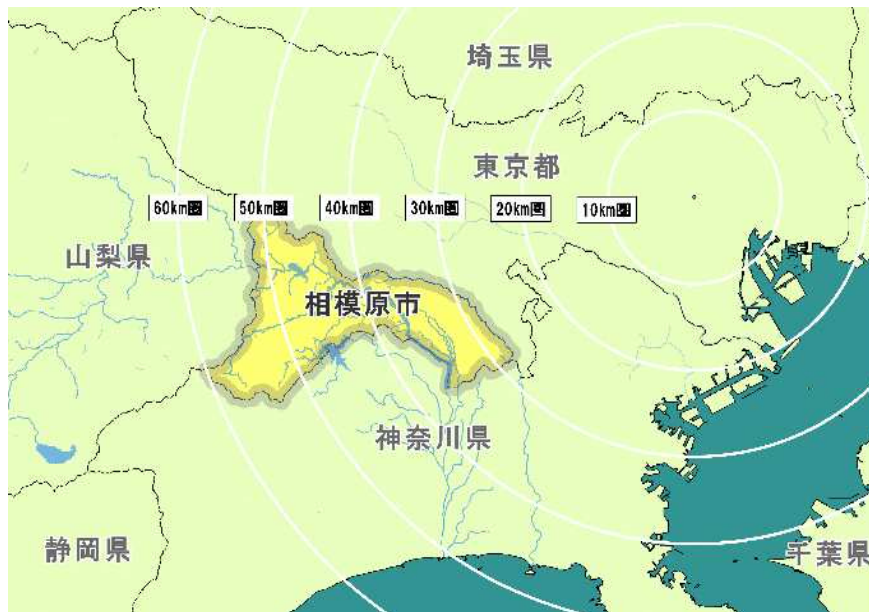


図 2-2 相模原市の位置図



図 2-3 区域図

出典：相模原市

(2) 沿革

昭和 29 (1954) 年 11 月 20 日の市制施行後は、積極的な工業誘致や全国でもまれにみる人口急増期を経て、内陸工業都市、首都圏のベッドタウンとして発展してきました。その後、平成 18 (2006) 年 3 月に旧津久井町及び旧相模湖町と、翌年 3 月に旧城山町及び旧藤野町との合併により、県内では横浜市に次ぐ 2 番目の広さとなりました。また、平成 22 (2010) 年 4 月 1 日には、戦後に誕生した市として初めて政令指定都市となりました。

(3) 面積

平成 31 (2018) 年 4 月 1 日時点で 328.91km²となっています。その内訳は、宅地が 47.59km²、農地が 20.23km²、山林が 203.39km²、原野が 4.31km²、雑種地が 17.84km²、その他が 35.55km²となっています。

(4) 人口

本市は、平成 18 (2006) 年及び平成 19 (2007) 年の合併により、総人口 70 万人を超える大都市となり、その後も微増傾向で推移してきました。

平成 27 (2015) 年国勢調査に基づく本市の将来人口推計結果によれば、本市の総人口は、令和元 (2019) 年をピークとして、それ以後は一貫して減少すると見込まれています。年齢区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は、今後一貫して減少しますが、高齢者人口は令和 26 (2044) 年まで増加を続け、その後減少に転じると推計されており、将来的に更に少子高齢化が進むと予測されています。

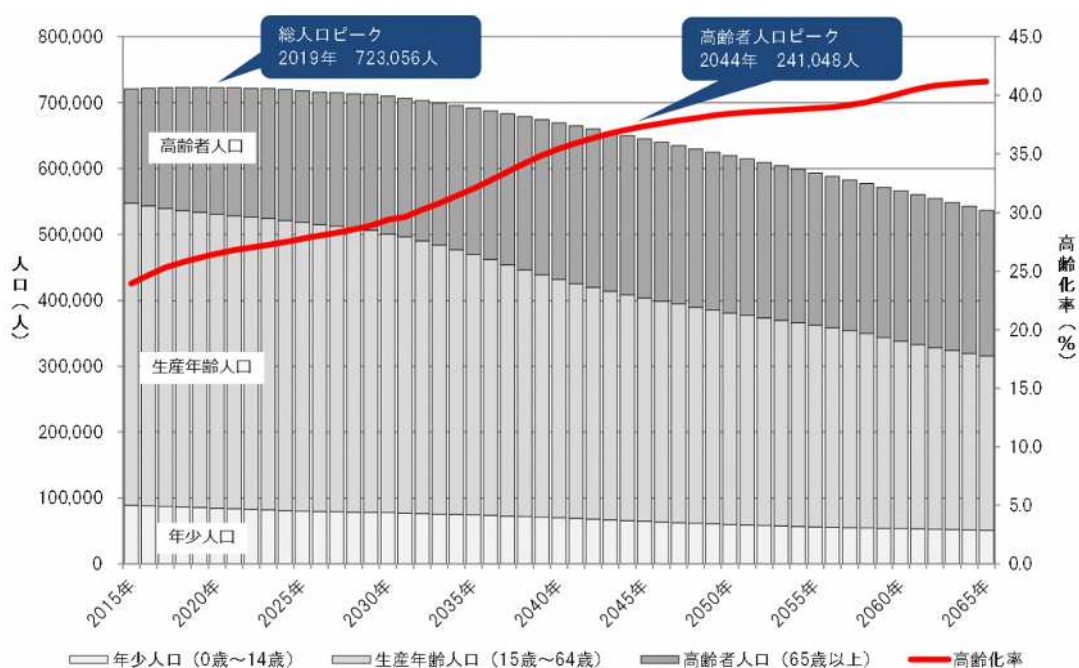


図 2-4 年齢区分別人口の推移 (2015 年 ~ 2065 年)

出典：2015 年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計に一部加筆

(5) 産業

事業所数及び従業者数は、景気変動等の影響を受けているものの、おおむね横ばいで推移しています。産業分類別の従業者数は第3次産業（サービス業）が約8割と、サービス業が従業者数の多くを占めていますが、卸売業・小売業（サービス業）の事業所数や従業者数は、減少傾向にあります。

第2次産業（工業）の事業所数や従業者数は平成2（1990）年をピークに減少傾向となっています。また、金額ベース（製造品出荷額等）では、近年おおむね横ばいで推移しています。

第3次産業（観光業）では、観光客数や観光客消費額が平成27（2015）年に急速に増加した後、多少減少したものの、宿泊客数や宿泊費はおおむね横ばいで推移しています。

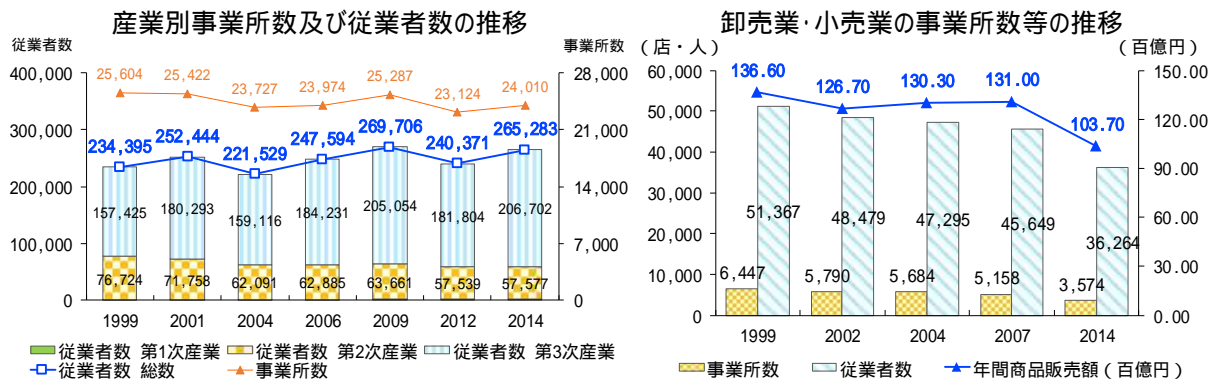


図 2-5 従業者数及び事業所数等の推移

出典：「産業別事業所数及び従業者数の推移」は事業所・企業統計調査及び経済センサス、「卸売業・小売業の事業所数等の推移」は商業統計調査

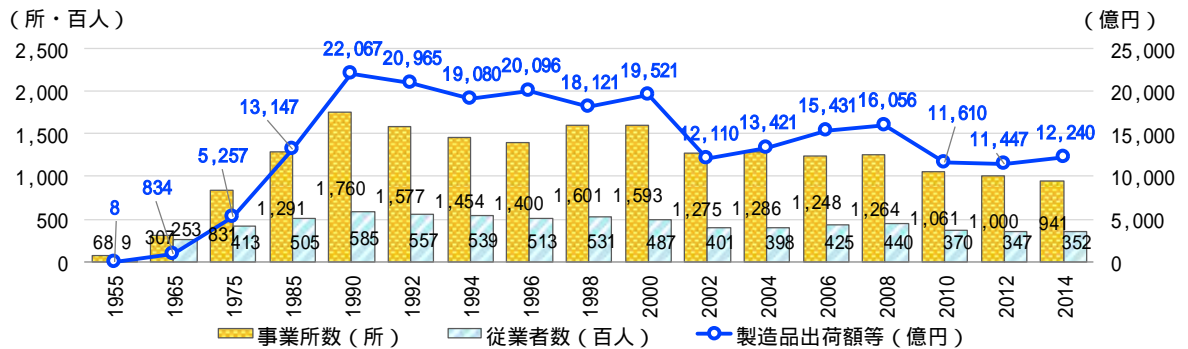


図 2-6 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

出典：工業統計調査



図 2-7 観光客数と観光客消費額の推移

出典：神奈川県入込観光客調査

(6) 土地利用

市域全体の約7割が自然的土地利用で、その大半を丹沢大山国定公園などがある市の西部（相模湖津久井都市計画区域及び都市計画区域外に相当する範囲）が占めています。都市的土地利用は市域全体の約3割で、特に相模原都市計画区域において都市的土地利用が進んでおり、住宅用地の占める割合が高くなっています。

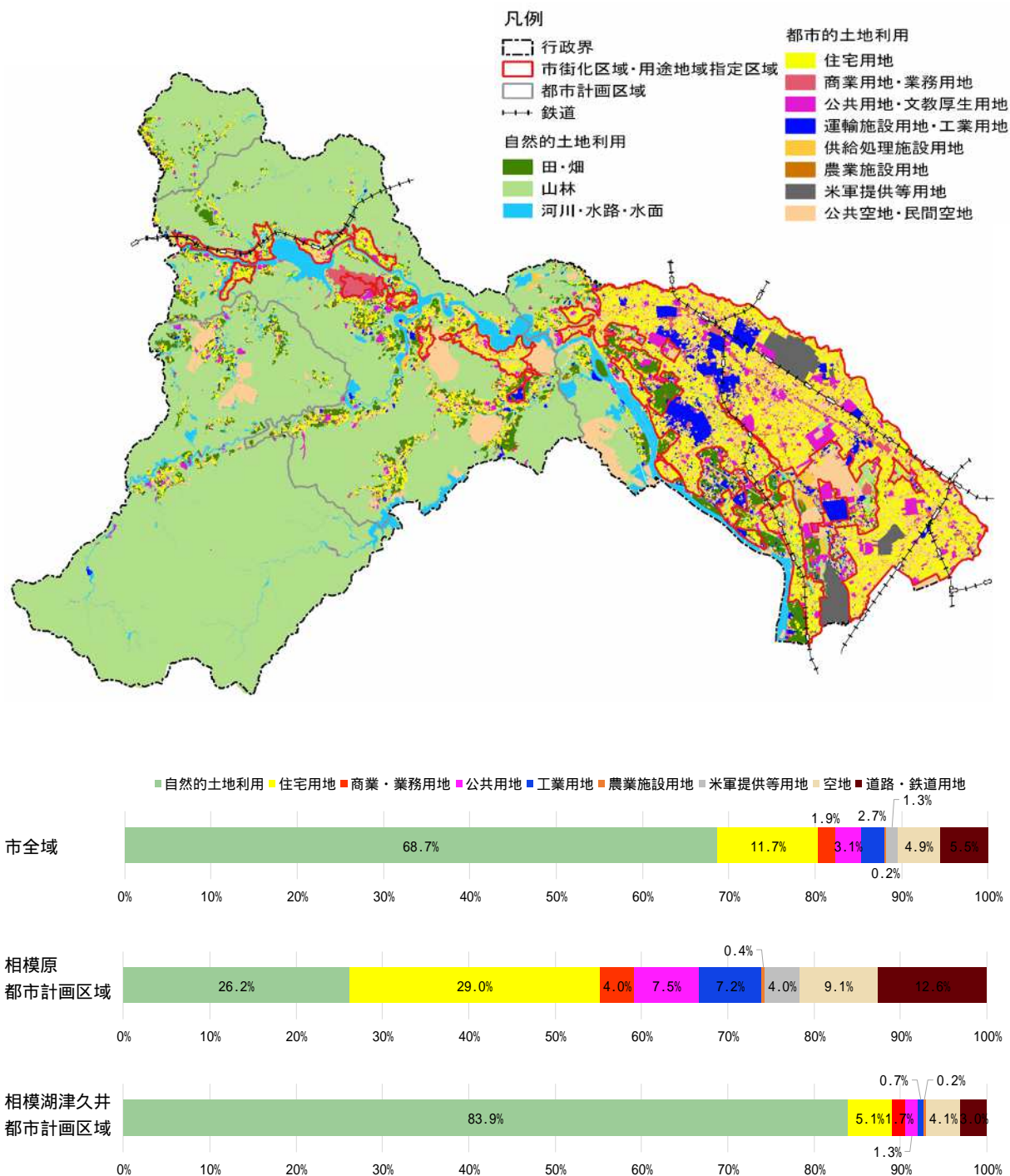


図 2-8 土地利用状況

出典：平成 27 年都市計画基礎調査（相模原市,2015）より作成（相模総合補給廠一部返還等を反映）

[近年の主要な土地利用の変化]

リニア中央新幹線の開業

東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）は、全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）に基づき、平成 26 年 10 月に国土交通大臣からリニア中央新幹線の工事実施計画の認可を受けました。リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）が「橋本駅付近」に設置される予定です。令和 9 年のリニア中央新幹線の開業（品川・名古屋間）に向けて、橋本駅周辺地域では三大都市圏と結ばれる首都圏南西部の交流ゲートとして、更なる都市機能の集積や駅周辺の交通環境の改善・強化が期待されています。



図 2-9 リニア中央新幹線

相模総合補給廠の一部返還

相模原駅北側に広がる相模総合補給廠は、戦前、旧日本陸軍相模陸軍造兵廠として使用されていた施設で、昭和 24 年に米軍に接収された後は、在日米陸軍の主要な補給基地として、約 214 ヘクタールもの広大な土地が市民利用できないまま経過してきましたが、平成 20 年 6 月の日米合同委員会において約 17 ヘクタールの一部返還が合意されたほか、平成 24 年 6 月に後背地の約 35 ヘクタールも米軍との共同使用が合意されています。



図 2-10 相模総合補給廠

平成 26 年 9 月には、日米合同委員会において一部返還が合意されていた約 17 ヘクタールが返還されています。今後、当該地区における新市街地の形成は相模原駅周辺地区全体の起爆剤としての役割が期待されており、多様な交流を生み出すとともに、環境に配慮したまちづくりが求められています。

(7) 市街地整備等

戦前の「軍都計画」に基づく相模原都市建設区画整理事業によって道路などの整備が行われており、その後の市街地における都市化の基盤となっています。高度経済成長期において、大幅な人口増加に伴う急速な都市化により、市街地が拡大し、その後、道路や下水道等の都市基盤の整備を計画的に進めてきました。住み良い環境を維持し、向上させるための地区の特性に応じた地区計画や建築協定が定められ、良好な住宅地が形成されています。

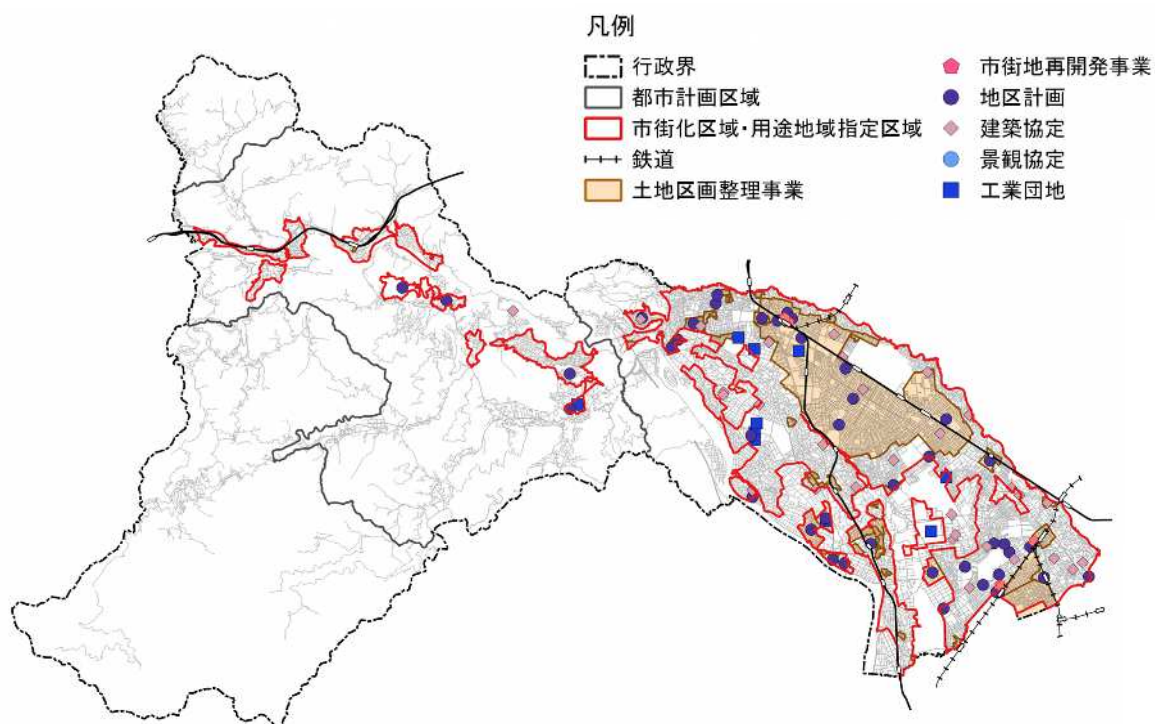


図 2-11 区画整理事業、地区計画などの状況

出典：相模原市都市計画課資料（相模原市,2019）

3. 相模原市の現状と課題

生物多様性に富んだ丹沢山系の広大な森林、神奈川県の水源地であるダム湖を抱えた津久井地域から、市街化が進んだ相模原地域まで、その環境特性は地域によって大きく異なります。環境課題を解決するためには、このような地域の特性や課題を踏まえた施策の立案が重要です。

自然的特性・社会的特性を踏まえ、本計画では、土地利用が進み経済・社会の中心地となっている「都市部」と水源地、良好な生物の生息・生育環境及び優れた景観資源が分布する「中山間地域」の2地域に区分し、それぞれの現状と課題及び重点化するべき主な施策を整理しました。

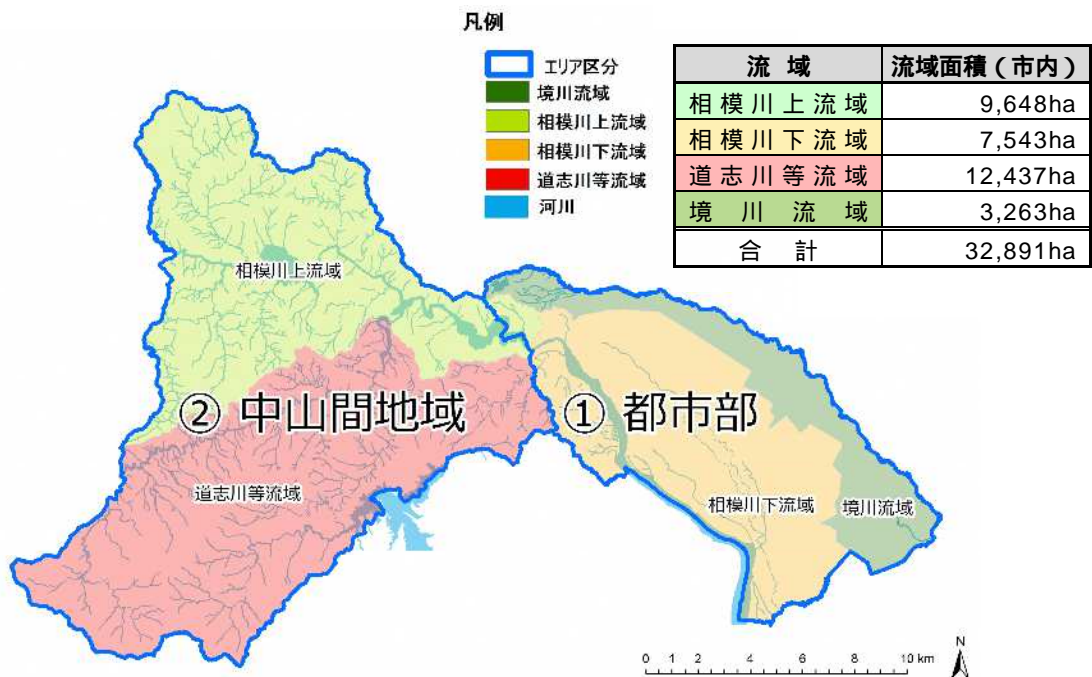


図 2-12 地域区分

表 2-2 流域別の河川の特徴

流域	流域別の河川の特徴
相模川上流域	相模川本流の上流部に位置し、相模湖（相模ダム）、津久井湖（城山ダム）といった総貯水量 6 千万 m^3 を超える 2 つの湖を有しています。流域の大半を山地が占めており、相模川の河床勾配は 1/100 ~ 1/200 と急な区間です。
相模川下流域	相模川本流の中流部に位置し、本市の中央区・南区が含まれるなど、流域の大半は市街地が占めています。相模川の河床勾配は 1/200 ~ 1/500 程度で河岸段丘が発達しています。相模川には瀬と淵が形成され、アユ・ウグイなどが生息しています。
道志川等流域	相模川支流の道志川・串川・早戸川や、宮ヶ瀬湖（宮ヶ瀬ダム）が含まれます。流域の大半は山地ですが、ブナの原生林が多く相模川上流域とは異なる環境です。道志川・早戸川とも山地の狭間を縫うように蛇行しながら流下し、渓谷を形成しています。
境川流域	本市北東部に位置し、源流部では森林が多く残されていますが、流域の大半は市街地が占めています。境川沿いには比較的河畔林が残されており、市民の憩いの場となっています。

(1) 都市部

① 現状と課題

都市部は、橋本駅や相模原駅、相模大野駅周辺を中心に都市化が進んでおり、利便性が高まる一方で交通渋滞が生じています。当該地区は、大野台・大沼地区や道保川、八瀬川の流域にまとまった平地林が残されており、都市生態系の貴重な拠点となっていますが、都市化に伴う緑地の消失や分断化が課題とされています。また、リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）の設置や相模総合補給廠の一部返還等、社会動向の変化への対応も重要です。そのほか、当該地区では、ごみの不法投棄といった住環境が悪化している状況が見られ、また、都市化の進展により、一部ではヒートアイランド現象が見られています。

地域の主な課題

- ・都市化に伴う緑地の消失及び分断化
 - ・都市型農地の減少
 - ・広域交流拠点の形成に伴う環境負荷の低減の必要性
 - ・大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境の悪化
 - ・アライグマ、オオキンケイギク等の特定外来種の分布拡大
 - ・レクリエーションや憩いの場、人と自然とのふれあいの場の充足が必要
 - ・平地林等におけるごみの散乱や不法投棄
 - ・中心市街地でのヒートアイランド現象の顕在化
 - ・都市化や事業所の集積に伴うエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の増加、ごみの増加
 - ・航空機騒音及びヘリコプター騒音等
- など

② 施策の方向性

都市部では、今後、リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）の設置といった社会動向の変化やそれに伴う開発需要の増加が予想されます。開発と環境の保全を両立するため、平地林など市民が憩いの場とするみどりを保全するための施策（特別緑地保全地区の公有地化、ごみの不法投棄の防止、環境保全団体と協働した環境保全活動等）や、ヒートアイランド現象の緩和や温室効果ガス排出量を削減するための施策の重点化が必要であり、また、これらは多様な主体との連携が必要となります。そのほか、都市部は、域外との交流口という役割もあるため、訪問者に対して、豊かな自然環境を有すること、自然とのふれあいの場・機会が充実していること等を理解してもらうための施策（環境教育や情報発信）も重要となります。

重点化すべき主な施策

- | | |
|-------------------|---|
| 地球温暖化対策 | ・太陽熱利用の導入促進
・自然的特性を生かしたエネルギー資源活用策の促進
・気候変動適応策の推進（浸水、都市生活等） |
| 資源循環の推進 | ・家庭系ごみの減量化・資源化
・事業系ごみの減量化・資源化 |
| 水とみどり・生物多様性の保全・活用 | ・道路整備に伴う植栽や街路樹の整備
・緑地の散策路などのネットワークの充実 |
| 環境リスクの管理 | ・合流式公共下水道の分流式への改善 |
| 環境に配慮したライフスタイルの促進 | ・行動科学（環境行動を促す動機付け）を取り入れた環境教育等の検討
・市民・事業者・行政の多主体連携による分野横断型の取組の推進 など |

(2) 中山間地域

① 現状と課題

中山間地域は、南西部に位置する丹沢大山国定公園と丹沢大山自然公園、陣馬相模湖自然公園の2つの県立自然公園があり、豊かな自然環境を形成しています。さらに、丹沢山系などに広がる広大な森林や溪流、県民の水がめである相模湖、津久井湖などの水源地、里地里山の多様な生物の生育・生息環境や優れた景観を有しています。また、登山やキャンプなど自然とのふれあい、人々の健康づくりやレクリエーションの場として親しまれています。こうした自然環境が残る中山間地域ですが、人口減少及び少子高齢化、人工林の管理不足による荒廃、耕作放棄地の増加のほか、森林の水源かん養や土砂流出防止の機能の低下などが懸念されるとともに、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等の野生動物による農作物被害の増加、水源地域の生活排水対策等が課題とされています。

地域の主な課題

- ・人口減少及び少子高齢化の進行
- ・人工林の管理不足による荒廃、生物多様性への負の影響、水源かん養機能の低下
- ・里地里山などの手入れ不足による生物多様性への負の影響
- ・ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等の野生動物の増加による農作物被害や生活被害
- ・ダム集水区域における油、ごみや生活排水の流出（公共下水道の未整備）
- ・相模湖、津久井湖等の富栄養化
- ・メガソーラーやリニア中央新幹線の建設の開発に対する環境配慮が必要

など

② 施策の方向性

中山間地域では、人口減少や少子高齢化などに伴い人工林の管理不足による荒廃、耕作放棄地の増加が進行することが予想され、これは人の環境のみならず、自然生態系へも影響をもたらします。当該地区では、ダム集水区域の生活排水処理の対策、森林の手入れ不足による水源かん養機能低下の対策、天然林を基盤とする奥山の自然生態系の保全に関する施策、増加するニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等といった野生動物による被害対策を重点化することが重要です。そのほか、自然と人とのふれあいを促進するための施策も重要であり、これらの施策により、都市部の住民との連携促進が図れ、持続可能な循環共生型の社会の実現に貢献します。

重点化すべき主な施策

地球温暖化対策

- ・自然的特性を生かしたエネルギー資源利活用策の促進
- ・再生可能エネルギー導入促進と環境保全の両立
- ・気候変動適応策の推進（土砂災害等）

資源循環の推進

- ・不法投棄防止対策の推進

水とみどり・生物多様性の保全・活用

- ・生物多様性の保全上重要な地域の指定
- ・水源の森林づくり事業の推進
- ・市民が森林とふれあう機会の創出

環境リスクの管理

- ・高度処理型浄化槽の設置の推進
- ・水環境の保全に関する監視体制の充実

環境に配慮したライフスタイルの促進

- ・事業者の自主的な環境影響評価（自主アセス）のサポート体制の検討
- ・体験型の環境教育等の推進

など

1. 望ましい環境像

人と自然が共生するまち

～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～

望ましい環境像は、相模原市総合計画の基本目標の一つである「人と自然が共生するまち」とし、副題を「～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」とします。

この望ましい環境像は、本計画の根拠条例である環境基本条例の第3条に示された基本理念の実現化を目指すものです。

また、一方で、平成30(2018)年度に策定された国(環境省)の第五次環境基本計画では、6つの「重点戦略(経済・国土・地域・暮らし・技術・国際)」が設定され、その展開に当たってはパートナーシップ(あらゆる関係者との連携)を重視しており、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指すこととされています。この考えは、自然環境と都市環境を併せ持つ本市の地域特性に合致したものであり、本計画でもこの「地域循環共生圏」を踏まえることが必要です。

こうした環境基本条例で定める基本理念や国(環境省)の第五次環境基本計画に加え、令和2(2020)年度から令和9(2027)年度までを計画期間とする相模原市総合計画で掲げている環境分野の目指すまちの姿、本市の有している多様な環境特性を踏まえ、本計画におけるおおむね20年後の中・長期的目標として上記のとおり「望ましい環境像」を設定しました。

環境的側面、経済的側面及び社会的側面が複雑に関わっている現代において、持続可能な社会の実現を目指すためには、社会経済システムのあらゆる局面に環境配慮が織り込まれるとともに、環境・経済・社会の全てが健全で持続的である必要があります。

本計画で目指すべき望ましい環境像とは、あらゆる主体の連携と協働により、物質的な面だけでなく、精神的な面からも、安心、豊かさ、健やかで快適な暮らし、歴史と文化、相互に支え合うコミュニティなどを将来世代にわたって約束する社会です。

そのためには、低炭素社会の実現、循環型社会の構築、清浄な大気や上質な水資源の確保、豊かな森林と清らかな水の流れ、多様な生物の生育・生息環境の保全、良好な都市環境の形成、そして有害物質などによる健康へのリスクの低減された安全な生活環境の維持等、あるべき姿を確かなものとして実現していくよう、連携と協働を大きな柱の一つに据え、多様な環境問題に積極的に取り組みます。

望ましい環境像
イメージ図

図 3-1 望ましい環境像

地域循環共生都市さがみはら

中山間地域で生産される農林産物などの資源は、都市部の市民に自然の恵み等によって自らも支えられているという「気付き」を与え、自然保護活動への参加など中山間地域を支える具体的な環境行動を促すことにもつながります。

一方、都市部において中山間地域の資源を購入・消費することにより、同地域の農林業が活性化するなど人やお金が都市部から循環されます。

このように中山間地域と都市部の地域特性を生かして、人と自然が共生する都市が地域循環共生都市さがみはらです。

2. 基本目標

基本目標は、地域の特徴（都市部から中山間地域までの多様な環境）と環境、経済及び社会の3側面を踏まえ、各地域が自立・分散したコミュニティを形成しつつ、相互補完して支え合う社会の実現を目指し、5つの基本目標を設定しました。5つの基本目標は、環境分野別に「地球温暖化対策」、「資源循環の推進」、「水とみどり・生物多様性の保全・活用」、「環境リスクの管理」を設定するとともに、それらの基本目標を実現するための総合的・横断的な目標として、各分野に共通する土台・人づくり・仕組みづくりを目的とした「環境に配慮したライフスタイルの促進」を設定しました。

なお、基本目標のうち、「環境に配慮したライフスタイルの促進」の施策である「環境を守る担い手の育成」、「複雑・多様化する環境問題への体制整備」は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく環境教育等行動計画として位置付けます。

望ましい環境像

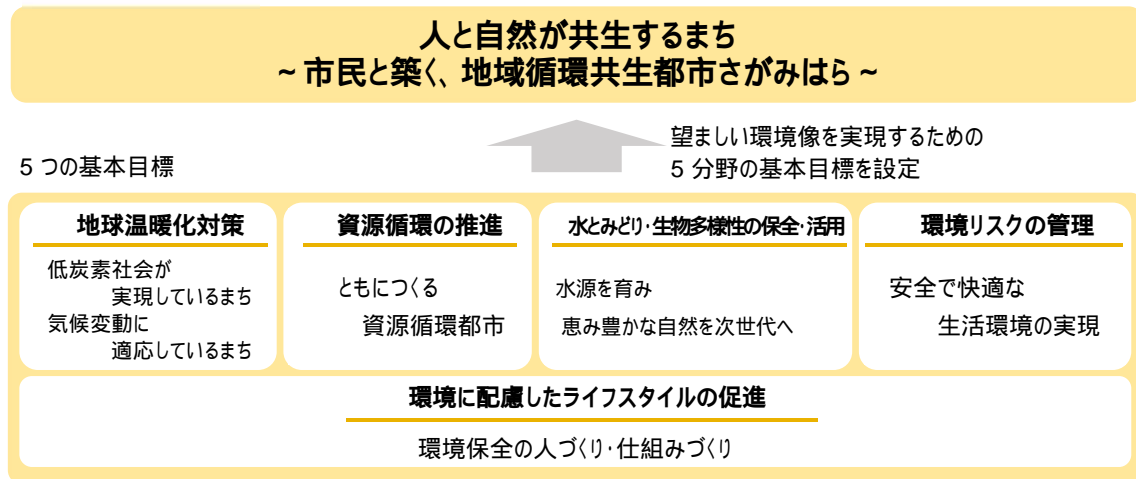


図 3-2 望ましい環境像と基本目標

表 3-1 基本目標と20年後の姿

基本目標	20年後の姿
地球温暖化対策 低炭素社会が実現しているまち 気候変動に適応しているまち	エネルギーの利用やライフスタイルが見直され、エネルギーの消費を抑えた豊かで快適な生活を送ることのできる低炭素な社会が実現しています。
資源循環の推進 ともにつくる資源循環都市	ごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用を推進することで、モノやエネルギーが適正かつ余すことなく利用される資源循環都市が形成されています。
水とみどり・生物多様性の保全・活用 水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ	都市部には緑があふれ、中山間地域では生き生きとした風景が復活し、また、それらが水とみどりの有機的なネットワークでつながる、人と多様な生き物が暮らす豊かなまちが形成されています。
環境リスクの管理 安全で快適な 生活環境の実現	大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染といった生活や健康にかかるリスクが十分に低減され、人と生き物に優しい健康で安全な暮らしが実現しています。
環境に配慮したライフスタイルの促進 環境保全の人づくり・仕組みづくり	ライフスタイルや事業活動における環境配慮の意識が醸成され、多様な主体によって地域や場面にかかわらず積極的な取組が行われている社会が実現しています。

3. 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)と施策との関連性

SDGs では、地球規模で私たちの良き将来を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットを掲げています。これらのゴールやターゲットは、1 つを達成しようとするれば他のゴールにも影響するというように相互に関連する体系とされています。

本計画においては、12 のゴール(No.2、No.3、No.4、No.6、No.7、No.9、No.11、No.12、No.13、No.14、No.15、No.17)について、5 つの基本目標の各施策の方向性と SDGs の各ゴールに対する関連性を整理しました。

本計画では、12 のゴールについて記載をしていますが、環境保全の取組は、1 つの取組が地球温暖化対策や資源循環の推進、自然環境の保全など様々な影響を及ぼし、多くの波及効果をもたらすため、間接的にはそのほかのゴールについても貢献が期待されます。

SDGs で示すゴールやターゲットを見据えて、本計画の施策を推進することで、環境・経済・社会の諸課題の同時解決が期待され、SDGs を通じた地域・グローバルの双方において持続可能なまちづくりに貢献していきます。



図 3-3 SDGs の 17 のゴール(再掲)

出典：国際連合広報センター ホームページ

表 3-2 SDGs のゴールと環境基本計画の施策との関連性

関連する SDGs のゴール	施策推進による貢献の内容
 <p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、栄養を改善し、持続可能な農業をすすめる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化等による食品ロスの減少⁰²
 <p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人の健康な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水、土壌・地下水等の環境監視の継続的な実施⁰⁴
 <p>4 質の高い教育をみんなに 全ての人への公正な質の高い教育と生涯学習の機会を提供する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境行動の推進、人材育成等による環境教育の推進⁰⁵
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に 全ての人に持続可能な水の使用と衛生設備を保障する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水と衛生に関わる分野の管理・対策の強化⁰¹ ・自然生態系の保護・回復⁰³ ・継続的な環境監視の実施による水環境の保全⁰⁴
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 安くて安定的に発電してくれる持続可能なエネルギーが使えるようにする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギーセキュリティの強化⁰¹ ・清掃工場における発電や資源の有効活用⁰²
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 災害に強いインフラをつくり、みんなが参加できる持続可能な産業化を進め、新しい技術を生み出しやすくする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素ライフスタイルへの転換等による産業基盤育成⁰¹ ・ごみ資源の利用効率の向上⁰²
 <p>11 住み続けられるまちづくりを 国内及び国家間の格差と不平等を減少させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の移動手段の確保やまちの低炭素化に向けた公共交通機関のシステム整備による低炭素まちづくりの推進⁰¹ ・ごみ資源の適正処理及び資源循環型社会の推進⁰² ・公園整備や水辺環境等の保全⁰³ ・大気環境や水環境等の生活環境の保全⁰⁴
 <p>12 つくる責任 使う責任 生産と消費のパターンを持続可能なものにすることを促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化やリユース・リサイクルによる資源の有効利用の促進⁰² ・事業者による化学物質の適正な使用、管理の促進⁰⁴ ・幅広い場における環境教育や人材育成、グリーン購入等の推進による環境に配慮したライフスタイルの促進⁰⁵
 <p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネの推進による化石燃料消費量の削減を通じた気候変動影響の緩和⁰¹ ・緑地の保水機能の維持によるゲリラ豪雨等の気候変動影響への適応⁰³
 <p>14 海の豊かさを守ろう 海と海洋資源を守り、持続可能な利用を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ（プラスチックごみ等）の減量化やごみの不法投棄の撲滅による海洋汚染の防止⁰²
 <p>15 陸の豊かさを守ろう 陸の生態系を保護し、持続可能な利用を促進し、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化、生物多様性の喪失を止める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスを吸収する民有林等の森林整備推進による健全な森林の保全と育成⁰¹ ・生物の保護と適正管理等による生物多様性の保全⁰³ ・陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全⁰⁴
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 目標達成のために必要な行動を強化し、持続可能な開発に向けて世界の国々が協力する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協働取組の在り方の検討、環境教育の推進等によるパートナーシップの構築促進⁰⁵

) 直接的な貢献が期待される基本目標

01: 地球温暖化対策、02: 資源循環の推進、03: 水とみどり・生物多様性の保全・活用、04: 環境リスクの管理、

05: 環境に配慮したライフスタイルの促進

4. 環境基本計画の施策体系



取組方針	関連する環境分野の個別計画
地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入促進	相模原市地球温暖化対策計画
低炭素ライフスタイルの推進、設備・機器や建築物の省エネ化の促進	
低炭素型の都市の形成、自動車交通の低炭素化の促進 ほか	
健全な森林の保全と育成	
気候変動に強いまちづくり	
家庭系ごみの減量化・資源化、事業系ごみの減量化・資源化	第3次相模原市 一般廃棄物処理基本計画
ごみ処理体制の整備、不適正処理防止対策	
生物の保護と適正管理	相模原市水とみどりの基本計画 ・生物多様性戦略
緑地の保全、緑化の推進、里地里山の保全と活用 ほか	
水循環機能の向上、水辺環境の保全と再生、親水空間の充実	
大気環境の保全、水環境の保全、土壌・地下水汚染の防止 ほか	
職場等における環境保全活動、人材育成、体験の機会の場の認定・提供 ほか	相模原市地球温暖化対策計画 第3次相模原市 一般廃棄物処理基本計画 相模原市水とみどりの基本計画 ・生物多様性戦略
拠点機能整備及び情報の積極的公表	
環境影響評価制度の充実	

基本目標 1

地球温暖化対策

～ 低炭素社会が実現しているまち～

～ 気候変動に適応しているまち～

[関連する環境分野の個別計画：相模原市地球温暖化対策計画]

関連する SDGs のゴール



(1) 新たな計画における目指す姿と指標

① 目指す姿

これまで地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの導入に向けた各種支援、省エネルギー活動の促進といった都市における環境負荷の低減など温室効果ガス排出量を削減するための「緩和策」の取組を着実に進めてきました。その結果、市内の温室効果ガス排出量は減少傾向にあり、平成 28 年度では、前計画で定めた目標を達成するなどの効果が出てきています。また、地域特性を踏まえた水害や土砂災害に強い都市づくり、ヒートアイランド現象の緩和等により、地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響の回避・軽減を図る「適応策」を進めています。

今後、パリ協定や国の削減目標などを踏まえ、温室効果ガス排出量を削減するための再生可能エネルギー等に関する積極的な設備導入や、低炭素型のライフスタイルへの変革など、抜本的な対応が必要とされています。また、地球温暖化の進行により、大きな自然災害など気候変動に伴う私たちの生活への影響が顕在化しており、その対策が必要とされています。そのため、地球温暖化対策の両輪である緩和策、適応策をより積極的に推進していくことにより、持続可能な社会に向けて、新たな成長と低炭素化を両立する低炭素社会の実現を目指していきます。

② 基本目標の達成の目安となる指標

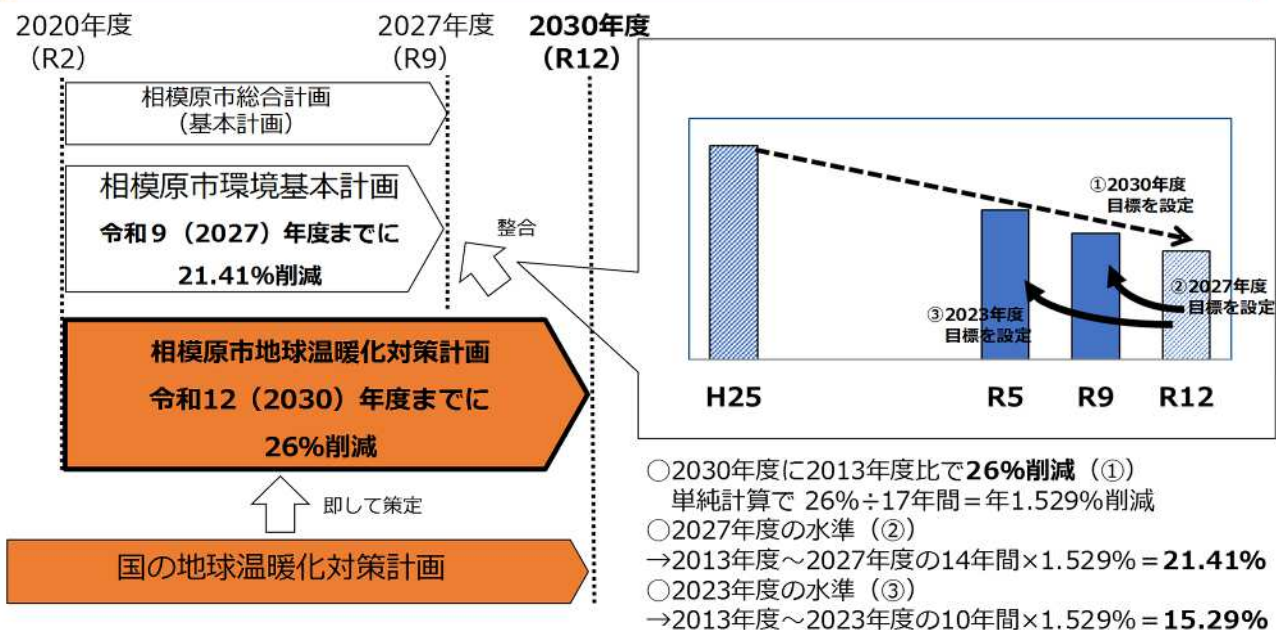
指標	算定式	目標		
		基準値 (平成 30 (2018) 年度)	中間目標 (令和 5 (2023) 年度)	最終目標 (令和 9 (2027) 年度)
市域の二酸化炭素排出量 ¹ (万 t-CO ₂)	産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門における二酸化炭素の排出量の合計	421.9 万 t-CO ₂ ² (平成 25 (2013) 年度)	357.4 万 t-CO ₂	331.6 万 t-CO ₂
	国の温室効果ガス削減目標をもとに、本市におけるこれまでの削減実績 (緩和策) や将来推計結果などを踏まえ、目標を設定しました。			
気候変動に伴う影響に備えている市民の割合 (%)	市民アンケート	83.1% (令和元 (2019) 年度)	89.1%	95.1%
	気候変動やその影響について理解し、市民の具体的な行動に繋がっていることを見る指標として、目標を設定しました。			

1) 数値目標は、個別計画「相模原市地球温暖化対策計画」で定めた目標値 (2030 年度) を基準に本計画の目標値として定める。

2) 平成 25 (2013) 年度の二酸化炭素排出量について、推計方法を見直したため、これまでの公表値とは異なる。

目標値「二酸化炭素排出量」の考え方

○ 相模原市地球温暖化対策計画では、令和12 (2030) 年度目標として、26%削減を設定
→相模原市地球温暖化対策計画の令和12 (2030) 年度目標を基準に、令和9 (2027) 年度までの削減目標を定め、指標として設定



(2) これまでの取組と課題

これまで地球温暖化対策として「相模原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」、「相模原市気候変動の影響への適応策」を策定し、再生可能エネルギーの導入の促進や省エネルギー設備の導入に向けた支援などの取組を行ってきました。施策の達成目標として、前計画では、「温室効果ガス排出量の削減目標（平成31年度に平成18年度比で15%以上削減）」を掲げており、様々な施策の展開によって平成28年度の実績値は、368.2万t-CO₂で、基準年度と比べて15.9%減少しています。部門別の温室効果ガス排出量の構成比については、基準年度は産業部門が約半数を占めていましたが、近年は省エネルギー化や生産効率化が進み、産業部門の排出量は減少傾向にあります。一方、業務部門については事業所の増加等により温室効果ガス排出量が増加しています。将来的に経済成長と温室効果ガス排出量の削減を両立することが重要であるため、今後はますますの省エネルギー化の促進が必要です。

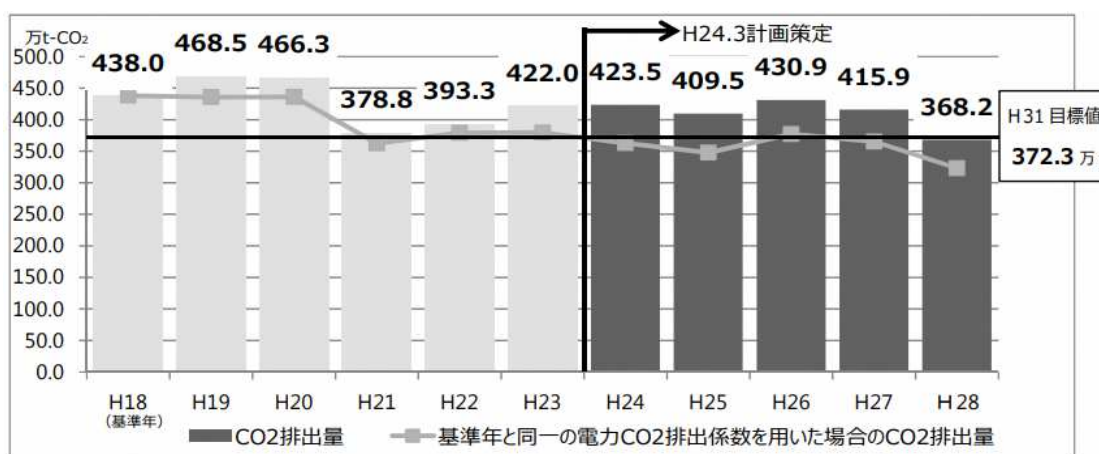


図 4-1 相模原市の温室効果ガスの排出量の推移

出典：相模原市地球温暖化対策実行計画実施状況報告書（相模原市、2018）

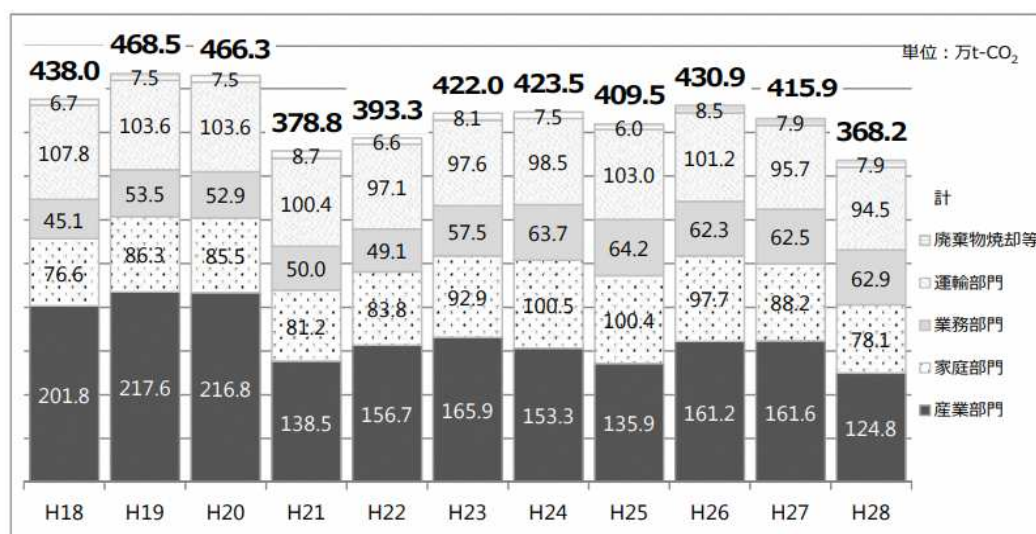


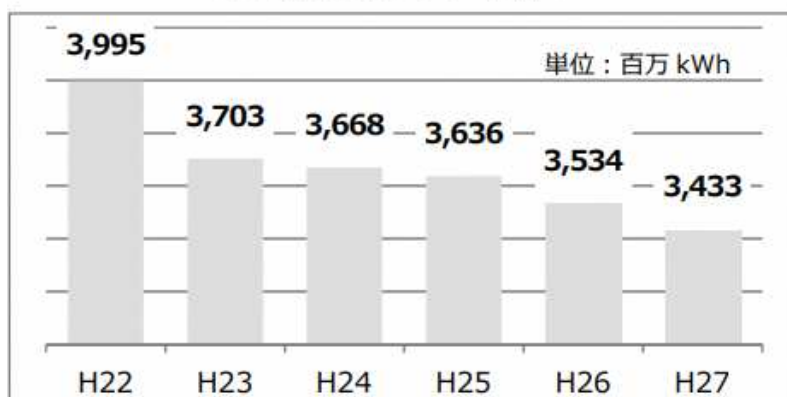
図 4-2 部門別の温室効果ガス排出量の推移

出典：相模原市地球温暖化対策実行計画実施状況報告書（相模原市、2018）

市内で消費される電力については、市民・事業者による節電への取組の定着や太陽光発電設備を始めとする自家消費型の再生可能エネルギー利用設備の導入、LED といった省エネルギー機器の普及等により、市内の電力使用量は減少してきています。なお、平成 28 年度以降は電力小売が全面自由化されたため、市内への販売電力量の把握が困難となっています。

また、産業部門、業務部門、家庭部門で多く消費される電力の CO₂ 排出係数の推移は、東日本大震災以降、原子力発電所の停止によって上昇傾向にあります。電力の CO₂ 排出係数の増加は、CO₂ 排出量の更なる削減を進める上での課題となっています。

＜市内販売電力量の推移＞



＜東京電力エネルギーパートナー協の電力 CO₂ 排出係数の推移＞

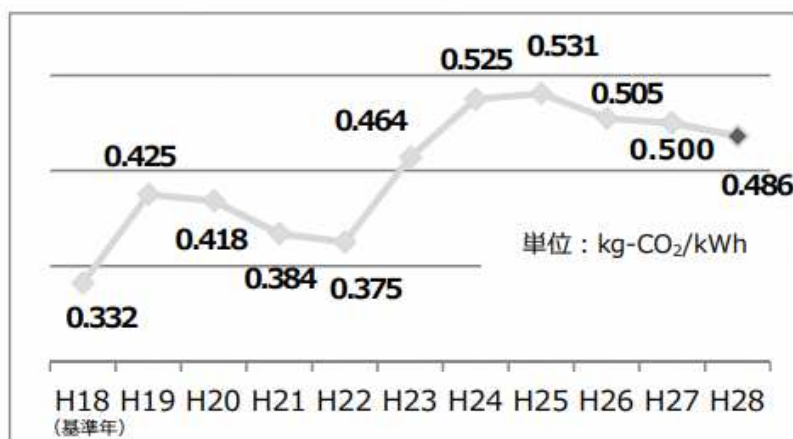


図 4-3 市内で消費されるエネルギーの推移

出典：相模原市地球温暖化対策実行計画実施状況報告書（相模原市、2018）

(3) 施策体系

基本目標を達成するための施策及び取組方針を下図に示します。

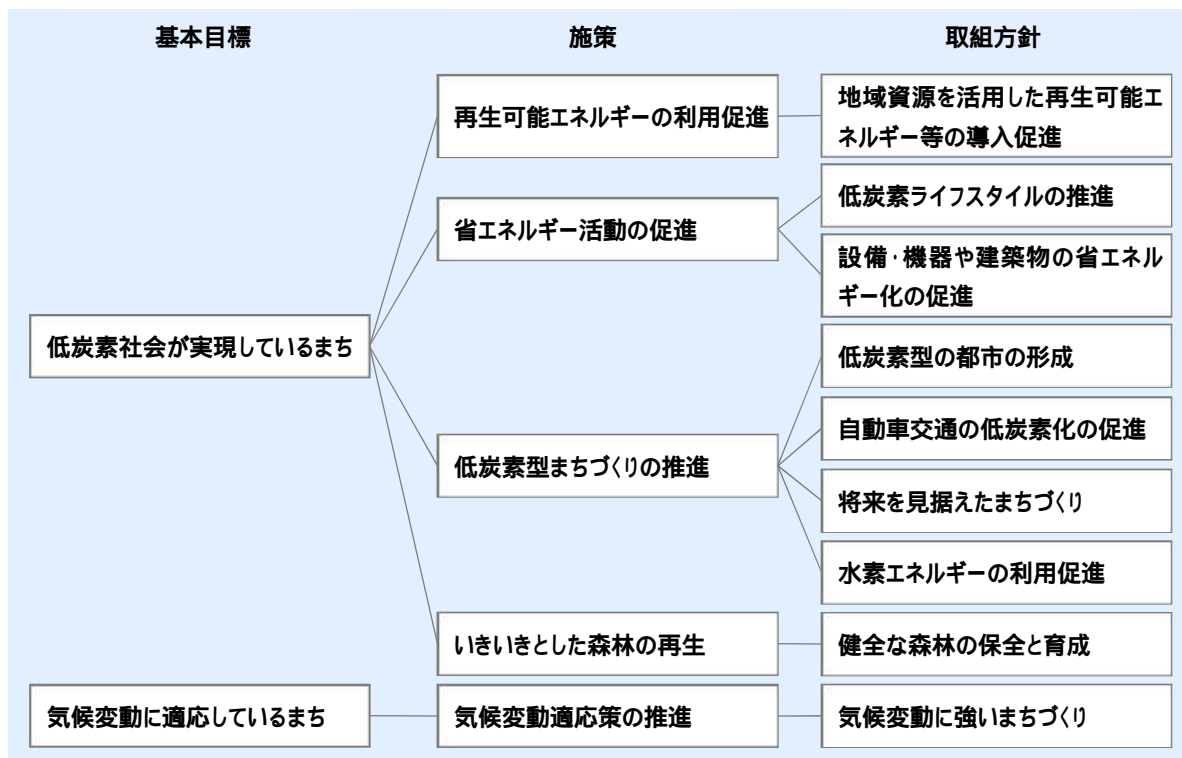


図 4-4 施策体系

(4) 施策内容

① 再生可能エネルギーの利用促進

1) 地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入促進

温室効果ガス排出量を削減していくためには、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーを積極的に導入していくことが重要です。本市は、森林資源が豊富に存在しており、これらを基に地域特性を考慮したエネルギーの地産地消を図っていくことが重要です。

温室効果ガス排出量の削減やエネルギー消費量の削減に向けて、住宅等への太陽光発電・太陽熱利用の導入促進や農地を活用したソーラーシェアリング、地域資源の特性を活用した再生可能エネルギーの導入・利用を促進していきます。

[主な取組]

- ・住宅等への太陽光発電設備・太陽熱利用設備の導入促進
- ・自然的特性を生かしたエネルギー資源利活用策の促進
- ・再生可能エネルギー利用拡大に向けた新たな仕組みづくり

② 省エネルギー活動の促進

1) 低炭素ライフスタイルの推進

温室効果ガスの排出量を抜本的に削減していくためには、市民一人ひとりのライフスタイルを低炭素化していくことが重要です。市が平成 30 年度に行った市民・事業者アンケートにおいても、市内で温室効果ガス排出量を削減する上で最も重要と思うことは「市民一人ひとりが省エネルギー行動を進める」という意見が最も多くありました。また、公共交通機関など多様な主体と連携した情報発信や普及啓発に取り組み、COOL CHOICE の推進を行っていきます。

低炭素ライフスタイルに向けて、「日中に外で過ごす機会」、「人と時間・空間を共有する機会」、「歩いて出かける機会」などの生活における省エネルギー化に資する機会の誘発や、クールビズやウォームビズの取組の推進・普及啓発等を行っていきます。

[主な取組]

- ・「見える化」による省エネルギー活動の推進
- ・低炭素ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
- ・省エネルギー活動を促すインセンティブの導入
- ・家庭や事業所における省エネルギー活動の促進
- ・COOL CHOICE の推進

2) 設備・機器や建築物の省エネルギー化の促進

現在のエネルギー消費量を削減していくためには、既存又は新規に建設する建築物や設備・機器を省エネルギー性能の高いものに変えていくことが有効です。また、エネルギーを全く使わない（外部から購入しない）住宅（ZEH:Zero Energy House）やビル（ZEB:Zero Energy Building）があり、これらは増加傾向にある市内の家庭部門の温室効果ガス排出量の削減に大きく寄与します。

設備導入時の補助制度等を設けて、省エネルギー設備や機器、また、ZEH・ZEB の改修等を支援していきます。

[主な取組]

- ・省エネルギー設備・機器の導入促進
- ・ZEH・ZEB の導入と省エネルギー改修の促進
- ・エネルギーの最適利用の促進

③ 低炭素型まちづくりの推進

1) 低炭素型の都市の形成

低炭素型まちづくりを実現していくためには、都市機能の集約化と公共交通機関の利用促進等により、社会経済状況の変化に柔軟に適応した集約連携型のまちを実現することが重要です。

都市における低炭素型まちづくりの取組として、拠点周辺への都市機能の誘導や、公共交通を基幹とした交通基盤の整備と利用の促進、また、地域の特徴であるみどりの多いまちを生かして、都市部における緑化の推進・活用等を行っていきます。

【 主な取組 】

- ・市内の照明設備の高効率化
- ・公共交通を基幹とした交通基盤の整備
- ・歩行者・自転車に優しいまちづくりの推進
- ・都市緑化の推進と市民協働による緑地の保全・活用

2) 自動車交通の低炭素化の促進

高度経済成長期以降、郊外へ市街地が拡散していったことから、自動車への依存度が高まっています。また、郊外部においては、高齢者の人口割合が増加していることもあり、高齢者の移動手段の確保と低炭素化の促進を両立していくことが重要になります。そのほか、自動車依存の高まる一方、公共交通機関の利用者の減少がみられます。

運輸部門における温室効果ガス排出量の削減に向けて、ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の次世代クリーンエネルギー自動車の普及促進を行い、また、自動車のシェアリングの普及を図ります。そのほか、自動車から公共交通機関や自転車への転換を促進し、自動車由来の温室効果ガス排出量の削減を図ります。

【 主な取組 】

- ・次世代クリーンエネルギー自動車（CEV）の普及促進
- ・低燃費バスの導入促進
- ・交通需要マネジメント（TDM）による道路交通の円滑化
- ・エコドライブやカーシェアリングの普及促進

3) 将来を見据えたまちづくり

温室効果ガス排出量を削減していくためには、短期的な施策に加えて将来を見据えた長期的なまちづくりを行っていくことが重要です。また、低炭素化での課題に加え、人口減少や少子高齢化、生産年齢人口の減少、自動車への依存が高い地域性といった特徴を踏まえて総合的に検討していくことが重要です。

運輸部門の温室効果ガス排出量の削減に向けて、幹線道路ネットワークの整備より、自動車交通の移動距離の短縮や走行速度の向上を図るなど、拠点間ネットワークの構築を行うとともに、将来を見据えた大規模なまちづくりの検討に併せて、スマートシティ、エネルギーの地産地消など、効率的なエネルギーシステムについて検討します。

【主な取組】

- ・拠点間ネットワークの構築
- ・環境に配慮したまちづくりの推進

4) 水素エネルギーの利用促進

水素は、石油、石炭、天然ガスといった化石燃料の改質、再生可能エネルギーによる水の電気分解など、様々な原料・手法で生産することができ、貯蔵や輸送も可能なため、国内のエネルギー自給率の向上という観点からも普及が期待されています。また、水素は、燃料電池を介することで電気・熱といったエネルギーに変換することができます。そして、水素の利用段階においては水しか排出されないため、クリーンで高効率なエネルギーと言われています。

市内では、現在、2箇所でも移動式水素ステーションが稼働しており、また、市の公用車として燃料電池自動車を導入されています。今後は、水素エネルギーの利用促進に向けて、定置式水素ステーションの整備促進や燃料電池自動車の普及促進といった様々な取組を進めていきます。

【主な取組】

- ・燃料電池自動車（FCV）の普及促進
- ・水素ステーションの整備促進
- ・家庭用燃料電池及び業務・産業用燃料電池の普及促進

④ いきいきとした森林の再生

1) 健全な森林の保全と育成

森林は、水源かん養や生物多様性の保全、レクリエーション利用などの公益的機能を有するほか、二酸化炭素の吸収源としての役割を担っています。

本市は、市域面積の約6割が森林を占めるという地域特性を有しており、これを活用していくことで、区域内の温室効果ガス排出量の大幅な削減効果が期待されます。

水源の森林づくり事業や私有林及び市有林の整備事業を積極的に行い、森林における温室効果ガスの吸収を最大限に促す施策を展開していきます。

【主な取組】

- ・水源の森林づくり事業の推進
- ・私有林・市有林の整備
- ・管理された森林の活用方策の検討
- ・多様な主体との協働による森林整備の推進
- ・市民が森林と触れ合う機会の創出
- ・木材の安定供給体制構築に向けた取組

⑤ 気候変動適応策の推進

1) 気候変動に強いまちづくり

近年、空気中の温室効果ガス濃度が増加することで地球温暖化を引き起こし、地域レベルでは、連続夏日の更新や熱帯夜及びゲリラ豪雨の増加といった異常気象が引き起こされています。自然生態系についても生息適地の分布の変化や、病害虫の増加といった影響が見られています。これまでは温室効果ガス排出量を削減するための取組（緩和策）が主な施策でしたが、既に引き起こされている地球温暖化を起因とする様々な影響への対処が必要となっています。

これまでは気候変動に強いまちづくりを目指し、自然災害、健康、自然生態系における適応策を推進してきました。今後は農業や水資源等についても市として取り組む分野を拡大し気候変動への適応策を実施していきます。

【主な取組】

- ・農業（水稲・果樹・病害虫・生産基盤）に関する対策
- ・水資源（水供給）に関する対策
- ・浸水（内水）・洪水に関する対策
- ・土砂災害に関する対策
- ・熱中症に関する対策
- ・感染症に関する対策
- ・その他の健康被害に関する対策
- ・自然生態系に関する対策
- ・都市生活に関する対策（暑熱による生活への影響）
- ・気温、水質等のモニタリング
- ・適応策に関する普及啓発

基本目標 2

資源循環の推進

～ともにつくる資源循環都市～

[関連する環境分野の個別計画：第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画]

関連する SDGs のゴール



(1) 新たな計画における目指す姿と指標

① 目指す姿

これまで私たちの生活や事業活動の従来のスタイルを循環型のスタイルへ転換することを目指し、様々な施策に取り組んできました。その結果、市民1人1日当たりの家庭系ごみ量やごみ総排出量が低下するなど、施策の効果が出てきています。

今後は、廃棄物を取り巻く環境の変化に対応し、更なるごみの減量化・資源化や生活排水の適正な処理を進めるとともに、これまで以上に、市民、事業者及び行政の連携・協力を深めていく必要があります。また、ステークホルダーとの連携の下、モノの生産からごみの処理までの全ての段階で更なる 4R (Refuse (発生抑制) Reduce (排出抑制) Reuse (再使用) Recycle (再生利用)) を推進し、循環型社会の実現を目指していきます。

② 基本目標の達成の目安となる指標

指標	算定式	目標		
		基準値 (平成 30 (2018) 年度)	中間目標 (令和 5 (2023) 年度)	最終目標 (令和 9 (2027) 年度)
ごみ総排出量 (t/年)	市内の 1 年間のごみの総排出量 (算出式：一般ごみ + 粗大ごみ + 事業系ごみ + 資源)	227,222t/年 (平成 29 (2017) 年度)	220,000t/年以下	216,000t/年以下
	資源化可能物の分別と排出抑制による減量効果の目標として設定しました。			
最終処分量 (t/年)	一般廃棄物最終処分場の 1 年間の埋立量	21,796t/年 (平成 29 (2017) 年度)	21,000t/年以下	20,000t/年以下
	ごみの減量化及び清掃工場における処理後残さの有効活用 (溶融スラグの有効活用等) による減量化の目標として設定しました。			

) 数値目標は、個別計画「第 3 次相模原市一般廃棄物処理基本計画」で定めた目標値を本計画の目標値として定める。

(2) これまでの取組と課題

これまでごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用を行う「4R」に基づき、資源循環についての施策を進めてきました。前計画で成果指標とした「市民1人1日当たりの家庭ごみ量」、「ごみ総排出量」及び「最終処分場の埋立量」について、最終目標値には達していないものの全ての指標において減少傾向となっており、一般ごみの収集回数を週3回から週2回に変更したことや資源分別回収の拡充等、これまでの施策の効果が出ているものと考えられます。

また、「ごみ総排出量」に含まれる事業系ごみの排出量は増加傾向にあり、その要因は、景気の動向等の社会情勢の影響によるものと推測されます。

家庭系ごみ及び事業系ごみの組成調査の結果については、図4-8のとおりですが、家庭系ごみには27.8%、事業系ごみには11.5%の資源化可能物（紙類、プラ製容器包装等）が含まれており、更なるごみの減量化・資源化を進めるため、排出・分別ルール徹底や木くず・剪定枝等の新たな資源化について検討を進めることが必要です。あわせて、ごみを適正に処理するために、清掃工場や最終処分場などの整備・改修を計画的に進めることが重要です。

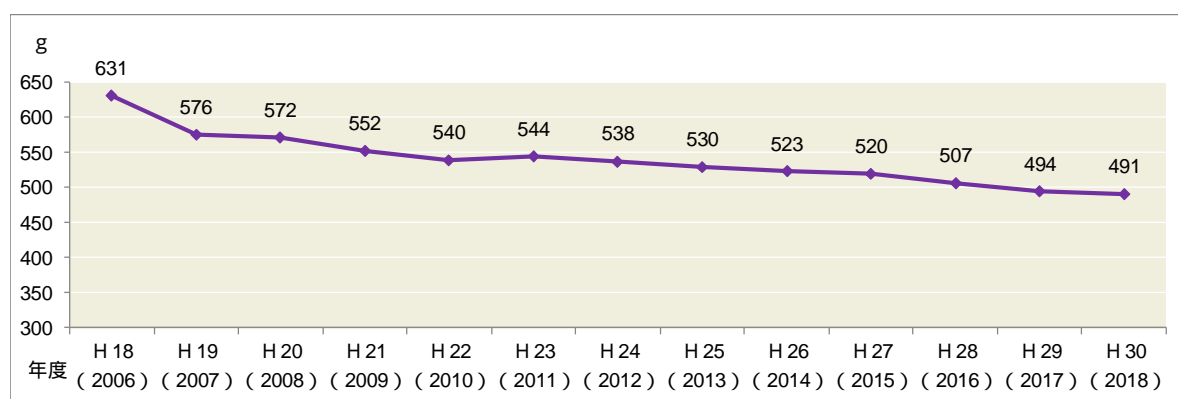


図 4-5 市民1人1日当たりの家庭ごみ量

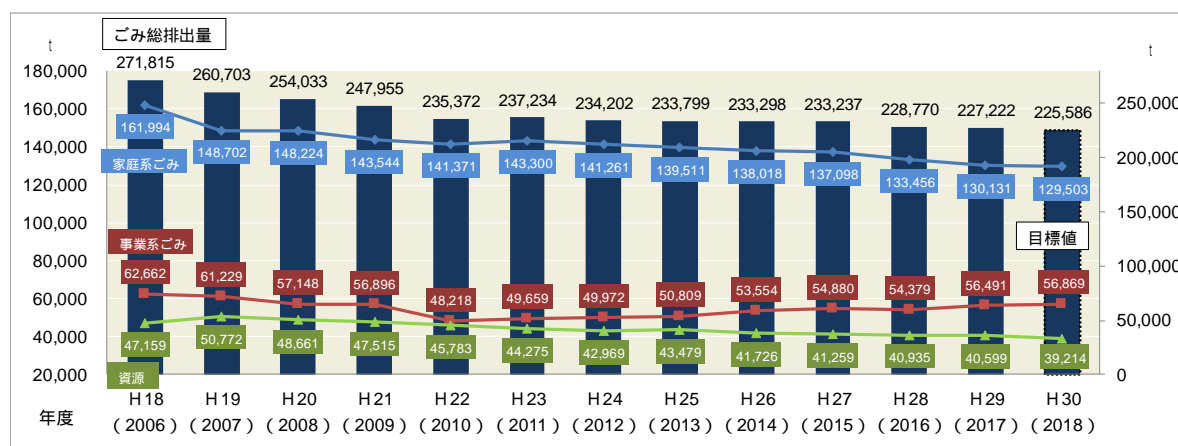
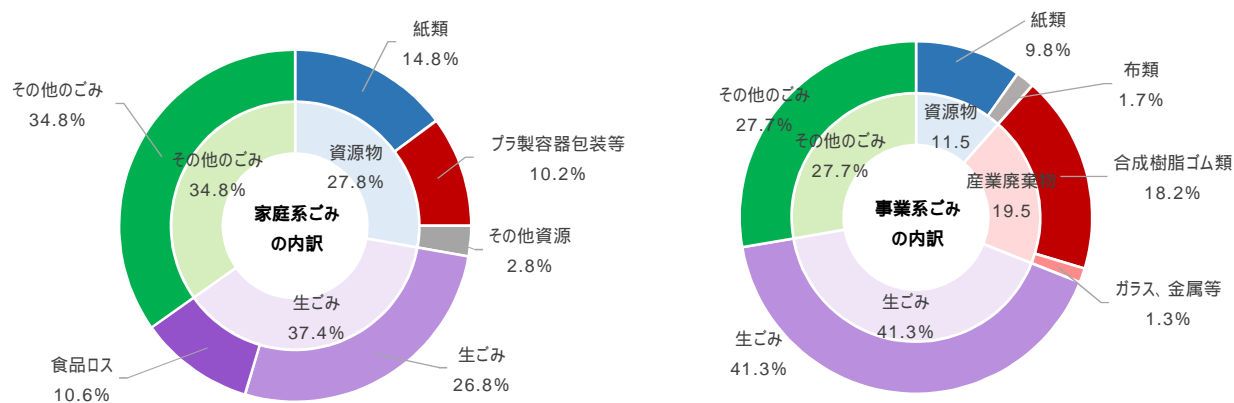


図 4-6 ごみ総排出量



図 4-7 最終処分場の埋立量



ごみ質測定調査 (平成 30 年度)

事業系一般廃棄物組成分析調査 (平成 28 年度)

図 4-8 家庭系ごみ・事業系ごみの組成内訳

(3) 施策体系

基本目標を達成するための施策及び取組方針を下図に示します。

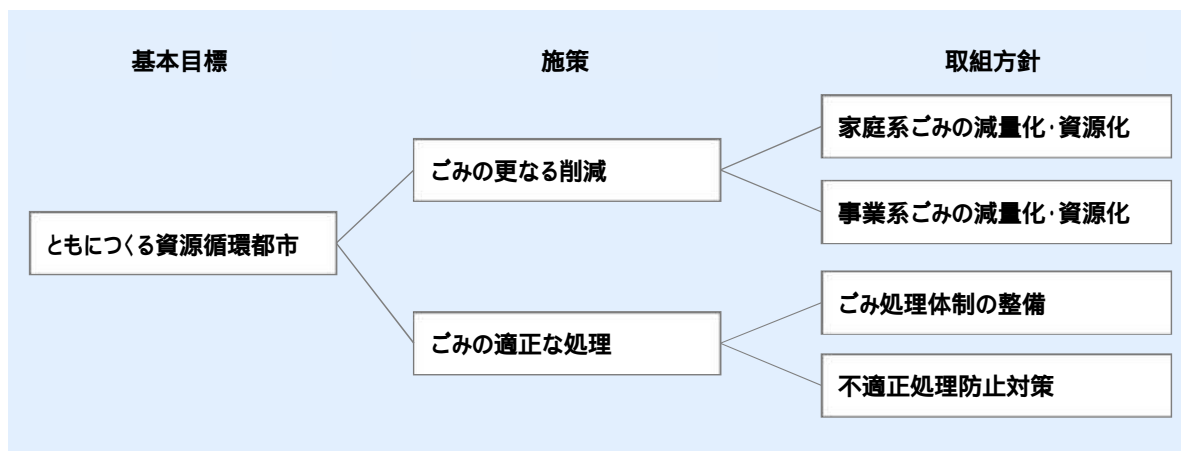


図 4-9 施策体系

(4) 施策内容

① ごみの更なる削減

1) 家庭系ごみの減量化・資源化

家庭系ごみの排出量は減少しているものの、ごみ質測定調査では、家庭系ごみの 27.8% (約 3.4 万 t) は資源化が可能な紙製・プラ製容器包装等となっています。このような資源の分別を促進するとともに、近年、フリマアプリ等でリユースの文化が醸成されつつあることを踏まえ、更なるごみの減量化・資源化を進めます。また、マイバッグやマイボトル等の利用を促進し、過剰包装やレジ袋等の削減は、近年問題となっている海洋のプラスチック汚染の防止の対策にもつながります。そのほか、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスがごみ全体の 10.6% (約 1.3 万 t) を占めており、市内循環に向けたフードドライブの実施等による食品ロスの対策など、生ごみの削減と併せて更なる取組が必要です。

【主な取組】

- ・生ごみ・食品ロスの削減
- ・過剰包装やレジ袋等の削減
- ・ごみの資源化の拡大
- ・リユースの促進
- ・4R に関する情報発信や環境教育の推進

2) 事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの排出量は、一般的に経済状況等の外的な要因に影響される傾向があります。平成 28 年度に市が実施した事業系一般廃棄物組成分析調査では、資源化可能物が 11.5% (約 0.6 万 t) 含まれていることや、本来は産業廃棄物として処理すべきものが 19.5% (約 1.1 万 t) 含まれていることから、分別や適正排出の指導を強化する必要があります。また、生ごみの排出量が 41.3% (約 2.3 万 t) と大きな割合を占めていることから、飲食店などでは小盛メニューの導入や持ち帰り希望者への対応等、生ごみ・食品ロスを削減する取組が重要となります。

【主な取組】

- ・生ごみ・食品ロスの削減
- ・ごみの資源化の拡大
- ・適正排出の推進
- ・4R に関する情報発信

② ごみの適正な処理

1) ごみ処理体制の整備

ごみを適正に処理していくために、清掃工場や最終処分場などの整備・改修について、施設の耐用年数やごみの排出状況などを踏まえて長寿命化計画を策定するなど、計画的に整備を進めます。

また、清掃工場においては、ごみを焼却する際の熱エネルギーを利用した発電を行うとともに、焼却の段階で金属等の資源を回収し、焼却灰のスラグ化による再資源化など、今後も引き続き、エネルギーや資源の有効活用を図ります。

【主な取組】

- ・一般廃棄物処理施設の整備
- ・エネルギーや資源の有効活用

2) 不適正処理防止対策

近年、市内の不法投棄は、パトロール、監視カメラの設置、市民との協働による不法投棄防止活動等により、減少傾向にありますが、ごみ・資源集積場所や中山間地域については、道路際などへの不法投棄が後を絶たない状況にあります。

生活環境や自然環境の保全を図る観点から、不法投棄の多発箇所を中心に、引き続き不法投棄防止の取組を進めていきます。

また、ごみ・資源集積場所からの資源の持ち去り行為や許可なく不用品を回収する行為は、市民の分別意識を低下させるだけでなく、事業者によっては、安心・安全な生活を脅かす悪質な場合もあることから、厳正に対応していきます。

【主な取組】

- ・不法投棄防止対策の推進
- ・持ち去り行為対策の推進
- ・不用品の違法回収対策の推進

基本目標 3

水とみどり・生物多様性の保全・活用

～ 水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ～

[関連する環境分野の個別計画：相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略]

関連する SDGs のゴール



(1) 新たな計画における目指す姿と指標

① 目指す姿

これまで、自然と人が共生するまちを目指し、水源かん養林の保全、都市公園の整備、都市緑化の推進、生物多様性の保全等、様々な施策に取り組んできました。

水とみどり及び生物多様性を保全・活用していくためには、都市部から中山間地域まで、それぞれの地域の特性に合わせた施策を展開すること、そして、市民や環境保全団体といった多様な主体の連携を行うことが重要です。

潤いある水辺環境と、都市部・中山間地域に広がる豊かなみどり、これらの自然の上に成り立っている生物の暮らしを次世代へ継承するため、自然と人が共生するまちの実現を目指していきます。

表 4-1 用語の定義

用語	定義
生物多様性	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを「生物多様性」と言います。
緑	人工林、雑木林、斜面林、河畔林などの森林、市街地の樹木地など、個々の「緑」を表現します。
みどり	個々の「緑」を総称して表現する場合、「みどり」と表現します。
緑地	「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、自然的環境を形成しているものを言います。
水	河川や湖沼などの水だけではなく、河川と一体となった水辺を含めて「水」と表現します。

）生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）における定義

② 基本目標の達成の目安となる指標

指標	算定式	目標		
		基準値 (平成 30 (2018) 年度)	中間目標 (令和 5 (2023) 年度)	最終目標 (令和 9 (2027) 年度)
生物多様性の認知度 (%)	市民アンケート	67.4% (令和元 (2019) 年度)	71.0%	75.0%
	「言葉の意味を知っている」、「言葉を聞いたことがある」を選択した市民の割合を年間 1% 上昇させることを目標として設定しました。			
緑地面積 (ha)	施設緑地及び地域性緑地等の合計面積	22,113ha	22,113ha	22,113ha
	みどりに関わる指標として、緑地面積を維持することを目標として設定しました。			
私有林の整備面積 (ha)	協力協約の整備面積 (市が森林所有者に補助を行っている森林の整備面積)	1,127ha	1,262ha	1,370ha
	水に関わる指標として、県水源の森林づくり事業に基づく市が森林所有者に補助を行っている森林 (協力協約森林) を整備していくことを目標として設定しました。			

) 数値目標は、個別計画「相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」で定めた目標値を本計画の目標値として定める。

緑地面積の考え方

対象とする緑地は、施設緑地 (都市公園、広場や学校等の公共施設緑地、市民緑地などの民間施設緑地) 及び地域制緑地等 (自然公園、保安林、国有林、ふれあいの森、保存樹などの法令により指定された緑地) とします。

(2) これまでの取組と課題

これまで水源かん養林の保全、都市公園の整備、屋上や壁面といった施設緑化の推進、生物多様性の保全等についての施策を進めてきました。前計画で掲げた目標のうち、「緑地率」については、街区公園の新規設置や市内の相模原麻溝公園の整備等を行いました。近年の傾向ではおおむね横ばいの状況となっています。また、「市民一人当たりの公園面積」については、相模原麻溝公園や市民に身近な街区公園などの都市公園の整備により、増加傾向にありますが、目標の達成に向けては、公園整備に係る用地の確保や整備費用等の課題があります。

そのほか、市が抱える緑地や生物多様性についての課題として、特に中山間地域における人口減少や少子高齢化などに伴う人工林の管理不足による荒廃、耕作放棄地の増加、市街地での緑被地の減少に伴う生物の生息域の縮小、特定外来生物種を含む外来種の生息・生育地域の拡大、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシによる鳥獣被害の増加等が挙げられます。

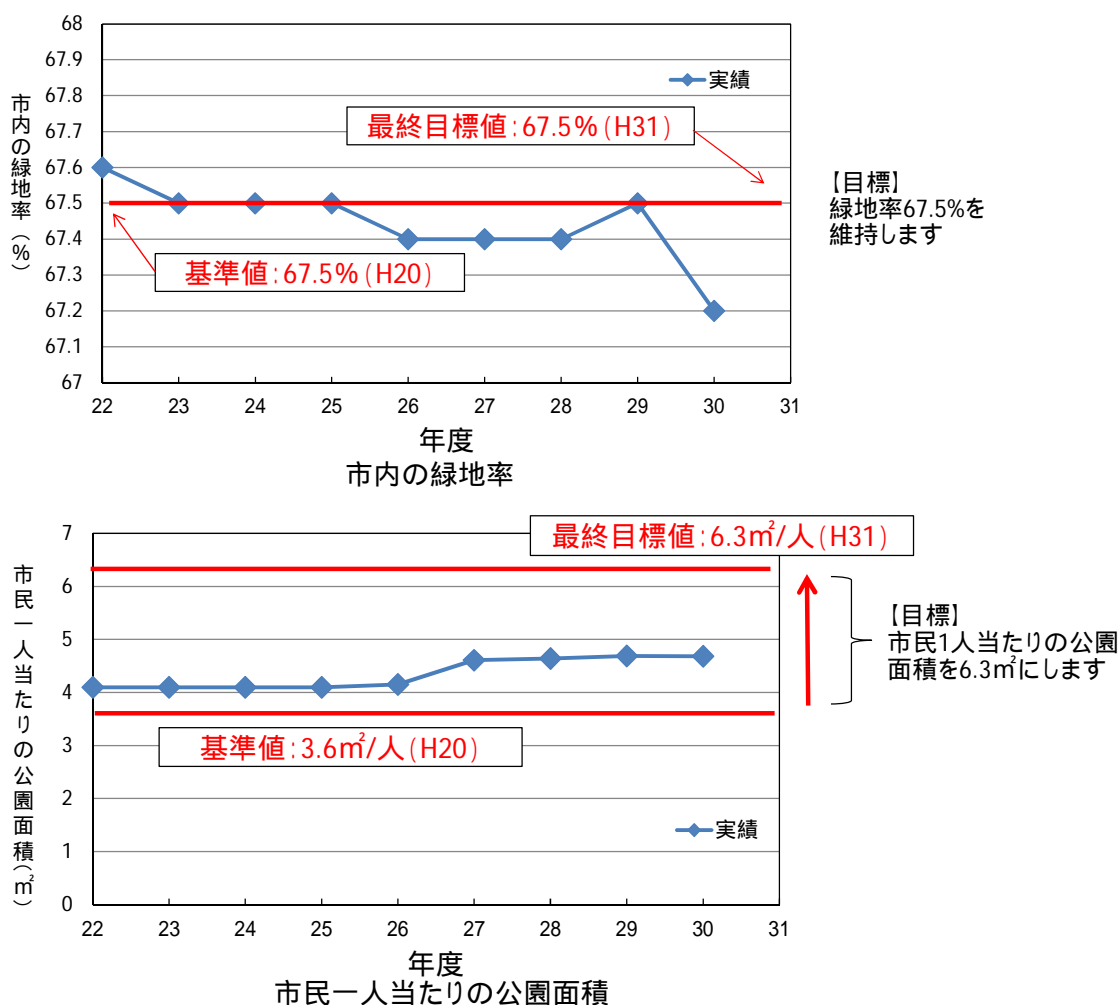


図 4-10 前計画における水・みどり施策の成果指標

(3) 施策体系

基本目標を達成するための施策及び取組方針を下図に示します。

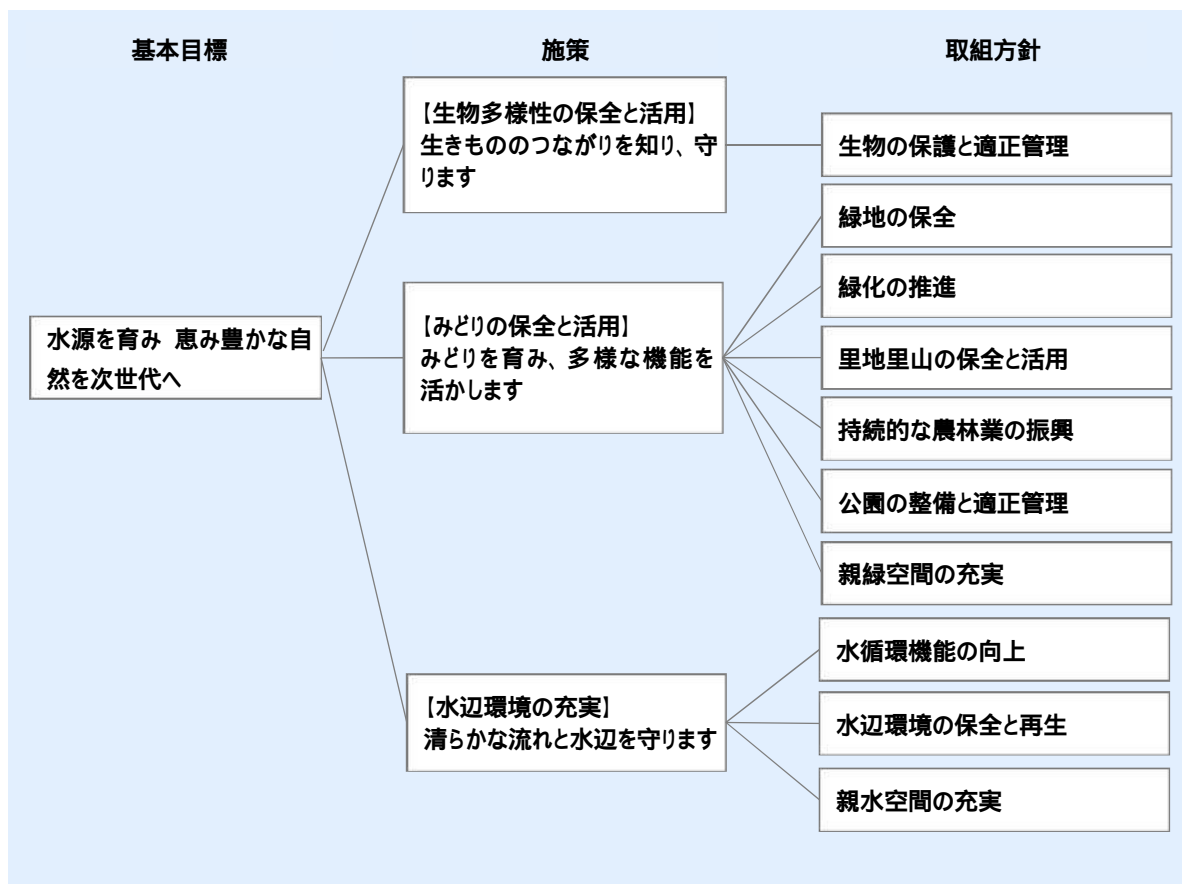


図 4-11 施策体系

(4) 施策内容

① 【生物多様性の保全と活用】 生きものつながりを知り、守ります

1) 生物の保護と適正管理

本市は、丹沢大山国定公園や、市街地に残された平地林、湧水地、里山、河川及び湖沼など、希少生物の生息環境が豊富に存在しています。自然資源が豊富にある一方で、近年は、外来生物の分布拡大や、ニホンジカの増加を要因とする下層植生の減少といった生物多様性への影響が顕在化しています。また、生物多様性の保全を推進していくためには、市民・事業者など市内の様々な主体に、生物多様性を保全することの意義について広く啓発していくことが重要です。

生物多様性の理解の促進を図るとともに、近年、課題となっているアライグマ等の特定外来種等の防除など、市内の生物多様性を健全な状態で維持するための施策を展開していきます。

【主な取組】

- ・野生生物の保護と適切な管理
- ・特定外来生物の生息・生育状況把握と防除の推進
- ・希少生物の保護管理の仕組みづくり

② 【みどりの保全と活用】 みどりを育み、多様な機能を活かします

1) 緑地の保全

緑地は、人と自然とのふれあいの場や、野生動植物の生育・生息環境、防災機能やヒートアイランドの緩和など、多面的かつ大きな役割を持っています。中山間地域には豊かな自然が分布しており、また、都市部においても比較的まとまった緑が残されています。

市の特徴でもある緑地の保全に向けて、森林の保全や利活用の推進、地域特性に合わせた緑地の保全活用計画の推進といった施策を進めていきます。

【主な取組】

- ・森林の保全や利活用の推進
- ・法令等を活用した緑地の保全
- ・身近なみどりの保全や利活用の推進
- ・多様な主体による緑地の維持管理の推進

2) 緑化の推進

既存の緑地の保全と同じく、緑化を推進することや、既存緑地のネットワーク化を行っていくことで、みどりが持つ多面的な機能を強化することができます。また、都市部では、特にみどりの創出についてのニーズがあることから、屋上、壁面、駐車場や生垣といった既存建物等を緑化していくことが重要と言えます。

特に都市部において、植栽や街路樹の整備、公共施設の緑化推進、緑化指導による緑地の確保等、身近なみどりを増やすための施策を行っていきます。

[主な取組]

- ・公共的な施設等の緑化の推進
- ・民有地の緑化の促進

3) 里地里山の保全と活用

本市では、これまで手入れがなされてきた里地里山が、担い手の高齢化や後継者不足により手入れがされなくなり、生物の生息・生育への影響や優れた景観、固有の文化・伝統が失われることが懸念されます。また、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等による鳥獣被害の増加や、森林の水源かん養機能や土砂流出防止といった防災面での機能低下が問題になってきています。

里地里山での保全活動の推進に向けて、環境保全団体への支援や里地里山を特徴付ける文化の継承について支援を行っていくことで、景観、地域文化及び生物多様性の保全・再生を行っていきます。

[主な取組]

- ・里地里山の保全の推進
- ・里地里山の利活用の促進

4) 持続的な農林業の振興

農林業は、都市化の進展、中山間地域の少子高齢化、社会的な産業構造の変化（輸入木材の増加等）による産業力の低下が課題として挙げられており、農林業従事者の育成・確保、安定した経営の促進といった農林業の振興に向けた支援が重要となっております。また、これらの取組は、地域の特性や課題に応じて実行していくことが重要となります。

地域の農林業の振興に向けて、さがみはら津久井産材の利用拡大や農産物の地産地消を促進していきます。また、法制度を活用した生産緑地地区の保全を行い、持続的な農林業を推進していきます。

【主な取組】

- ・農産物の地産地消と地場産木材の活用の促進
- ・都市農地の保全推進

5) 公園の整備と適正管理

公園は、都市空間にみどり豊かな潤いを与える不可欠な施設であり、都市部においてみどりの拠点となるとともに、スポーツやレクリエーションの場としての機能も有しています。これを整備して利活用し、潤いのある生活環境の充実を図るとともに、良好な自然環境を保全・活用していくことが重要です。

地域の実情に即した形で身近な公園を整備し、市民に親しまれる公園としての利用の促進を図っていきます。

【主な取組】

- ・地域特性を生かした公園の整備
- ・みどりの拠点となる公園の拡大・充実
- ・身近な公園の整備
- ・パークマネジメントプランに基づく適正な維持管理
- ・市民協働による公園づくり

6) 親緑空間※の充実

都市部におけるまとまった平地林から丹沢の奥山まで、豊かな自然が広がっていますが、人がこれらの自然とふれあうためには、登山道や自然歩道、散策路、眺望点といった人と自然とのふれあいの場を維持管理していくことが重要です。また、このような人と自然とのふれあいの場をネットワークとしてつなぐことで管理の円滑化や観光客等の集客の増加が見込まれるなど、様々な相乗効果が期待されます。

散策路や遊歩道の整備、水辺の拠点沿岸施設の充実といったレクリエーションの場を保全していくとともに、散策路のネットワークを充実させていきます。

【主な取組】

- ・散策路等の親緑空間の充実
- ・広域トレイルネットワークの活用

※ 親緑空間とは、水に対する「親水空間」と同様に、みどりに対する言葉として創作した造語であり、みどりに触れることで、森林や緑地などのみどりに対する親しみを深めることができる空間を指すものです。

③ 【水辺環境の充実】 清らかな流れと水辺を守ります

1) 水循環機能の向上

市の西部は、県民の水がめである湖を抱えており、その周辺や相模川、道志川、串川の流域には、豊かな森林が広がっています。森林の整備は着実に進んでいるものの、手入れ不足の森林もあり、森林の持つ水源かん養機能や水質浄化機能、土砂流出防止機能などの多様な機能の低下が懸念されています。

また、都市化の進展に伴い、雨水浸透機能の低下等による、地下水かん養機能の低下などが懸念されています。人々の生活や生態系にとって必要不可欠な水の恵みを持続的に享受できるよう、健全な水循環機能の向上を図ることが重要です。

県の水源の森林づくり事業等と連携した森林の保全・再生による広大な水源かん養林の多面的な機能の確保、高度処理型浄化槽の設置による生活排水対策の推進、透水性舗装や雨水浸透ますの設置の促進による地下水かん養などを推進していきます。

【主な取組】

- ・水源かん養機能の維持増進
- ・水循環機能の維持増進

2) 水辺環境の保全と再生

水辺は、適正に管理することにより、人の生活に潤いや安らぎをもたらし、ヒートアイランド現象の緩和、災害時のライフラインとしての防災機能、地域コミュニティでの活用等の役割を持っています。市内における水の流れの軸となっている相模川、渓谷美と親水空間を備える道志川、そして相模湖、津久井湖といった、人と水辺がふれあう豊かな水資源が多く存在しています。

市内の河川や湧水地、湖沼において、人が水辺の自然を享受することができるよう水辺環境の保全や再生、美化活動等を行っていきます。

【 主な取組 】

- ・水辺の環境保全・再生
- ・自然に配慮した河川環境の創出

3) 親水空間の充実

相模川や道志川といった比較的規模の大きい河川、道保川・姥川・八瀬川といった段丘を流れる中・小規模河川、相模湖や津久井湖といった湖沼等、湧水池等の水辺は、生活空間のそばにあります。しかし、人がこれらの水辺とふれあうためには、ふれあい拠点となる親水施設の整備や、アクセス性の確保が重要となります。

水辺にふれあえる生活を目指して、親水施設やその付帯施設の整備等、親水空間の充実に図っていきます。

【 主な取組 】

- ・相模川ふれあい科学館の活用
- ・親水空間の施設の充実

基本目標 4

環境リスクの管理

～安全で快適な生活環境の実現～

関連する SDGs のゴール



(1) 新たな計画における目指す姿と指標

① 目指す姿

これまで大気や水質といった、市民の生活を維持するために必要な環境の監視や保全に努めたことにより、環境汚染の抑制がなされ、良好な生活環境が維持されてきました。

今後も、全ての市民が健康で安全な暮らしができるよう、環境の継続的な監視、事業所など環境汚染物質の発生源への指導、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）など周辺自治体と連携した広域的な取組により、安全で快適な生活環境の実現を目指します。

② 基本目標の達成の目安となる指標

指標	算定式	目標		
		基準値 (平成 30 (2018) 年度)	中間目標 (令和 5 (2023) 年度)	最終目標 (令和 9 (2027) 年度)
大気環境基準を達成した地点の割合 (%)	環境基準達成地点数 / 測定地点数 ¹	86%	86%	86%
	大気環境を継続的に監視するため、環境基準を達成している二酸化硫黄などの項目は、現状維持とし、環境基準を達成していない光化学オキシダントは、環境基準を超過する時間数の減少を目標とし、令和 9 年度の最終目標は現状維持として設定しました。			
公共用水域及び地下水の環境基準を達成した地点の割合 (%)	公共用水域・地下水の環境基準適合地点数 / 公共用水域・地下水の測定地点数 (県・市計画)	87%	88%	89%
	水環境を継続的に監視するため、達成した地点数を増加させることを目標として指標を設定しました。			
騒音の環境基準を達成した地点の割合 (%)	(道路交通騒音の環境基準適合戸数 + 航空機騒音の環境基準適合地点数) / (道路交通騒音の評価対象住居等戸数 + 航空機騒音の測定地点数)	89%	89%	89%
	騒音を継続的に監視するため、適合した住居等戸数や達成した地点数を維持することを目標として設定しました。			
化管法 ² に基づく化学物質の環境への排出量 (t)	PRTR で報告された化学物質の排出量の合計	284t (平成 29 (2017) 年度)	275t	267t
	化学物質の大気や公共用水域への排出を監視するため、令和 9 年度までに 6% 減少させることを目標として設定しました。			
事業所などへの立入検査の実施回数 (回)	事業所、解体工事現場等への立入検査の実施回数	202 回	204 回	205 回
	事業所などへの計画的な立入検査により、公害の発生を未然に防止するため、令和 9 年度までに立入検査の実施回数を基準値から 1% 増加させることを目標として設定しました。			

1) 測定地点：市役所測定局、相模台測定局、橋本測定局、田名測定局、津久井測定局、上溝測定局、古淵測定
測定項目：二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質・二酸化窒素・光化学オキシダント・ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン

2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 86 号)

(2) これまでの取組と課題

大気環境は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づき大気常時監視測定局による測定や有害大気汚染物質の測定を行い、さらに、平成 25 年度からは、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の成分分析を実施し、発生源の解析を行ってきました。微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、平成 27 年度から環境基準を達成している一方で、光化学オキシダントは、依然として環境基準を達成していません。このため、大気汚染物質の削減に向けて、事業所などの固定発生源への指導を行うとともに九都県市など周辺自治体と連携した対策を進めることも課題となっています。

水環境は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき市内の河川や湖沼の水質の測定を行ってきました。水質は、公共下水道の普及によって改善されてきましたが、生物化学的酸素要求量（BOD）、全窒素、全リンなどの生活環境項目は、環境基準を達成していない地点があります。水質汚濁物質の排出の削減に向けて、事業所などの固定発生源への指導を行うとともに生活排水や山梨県側の対策を進めることも課題となっています。

騒音は、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に基づき道路交通騒音や航空機騒音の測定を行ってきました。航空機騒音については、環境基準を達成していない地点があり、騒音の低減が課題となっています。



図 4-12 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の成分分析



図 4-13 津久井湖の様子

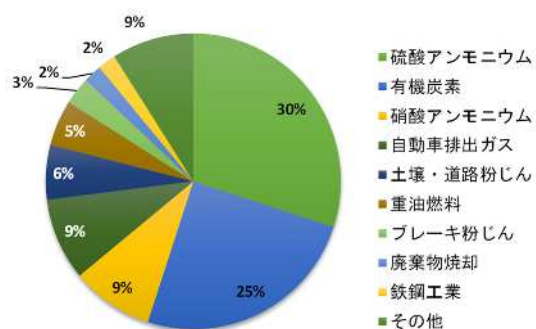


図 4-14 微小粒子状物質（PM_{2.5}）発生源解析結果

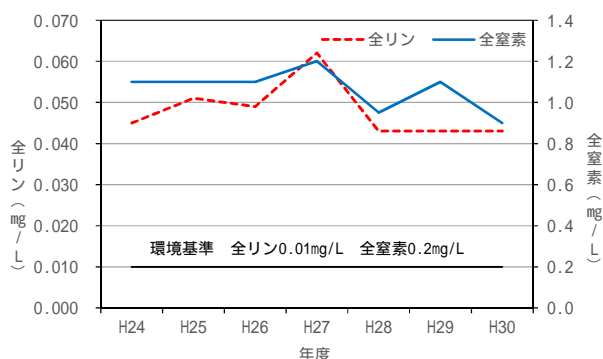


図 4-15 津久井湖 湖中央部の全リン・全窒素の経年変化

(3) 施策体系

基本目標を達成するための施策及び取組方針を下図に示します。

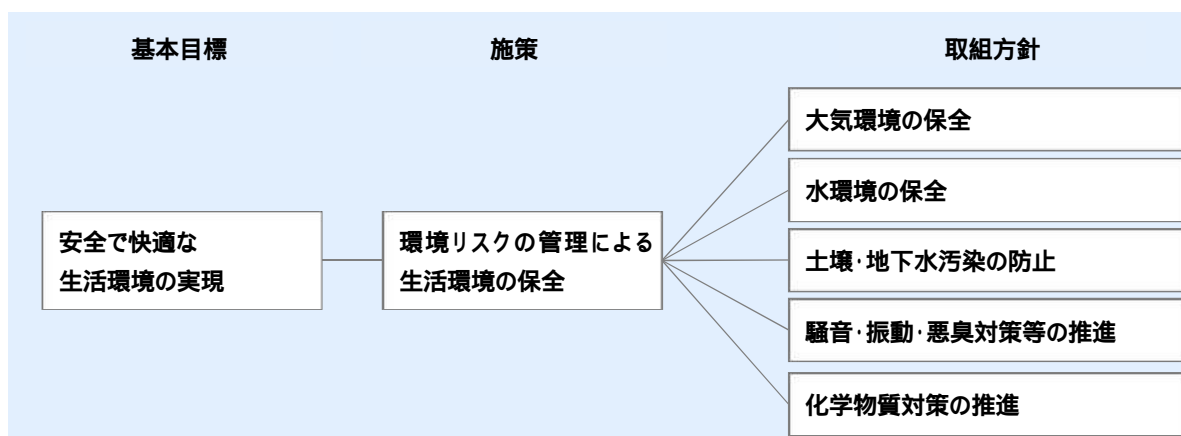


図 4-16 施策体系

(4) 施策内容

① 環境リスクの管理による生活環境の保全

1) 大気環境の保全

大気環境の保全のため、大気汚染物質の測定を継続して行います。現状、環境基準を達成していない光化学オキシダントは、原因物質である揮発性有機化合物（VOC）について、固定発生源である事業所などに排出の削減を指導していきます。また、光化学スモッグ注意報等が発令されたときは、速やかに市民に周知します。

一方、微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、環境基準を達成していますが、発生源の把握や生成機構の解明に向けた調査、解析を進めます。また、広域的な大気汚染への対応として、九都県市など周辺自治体と連携し、次世代クリーンエネルギー自動車の導入促進、ディーゼル自動車規制、エコドライブの普及促進、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）の削減などに取り組みます。更に、アスベスト使用建築物等の解体が増加すると予想されていることから、大気汚染防止法に基づく指導を徹底するとともに、環境調査を行いアスベスト飛散の実態把握に努めます。加えて、放射線・放射性物質への対策として、平成 23 年 10 月からモニタリングポストによる空間放射線量率の測定を行っています。神奈川県内で行われている測定結果からは、福島第一原子力発電所の事故による影響は減少していることが確認されていますが、引き続き監視していきます。

[主な取組]

- ・環境監視の継続的な実施
- ・微小粒子状物質（PM_{2.5}）の調査、解析の実施
- ・事業所への立入検査の実施
- ・アスベスト使用建築物等の解体工事への立入検査、環境調査の実施
- ・周辺自治体と連携した大気汚染への広域的な対策の実施
- ・放射線・放射性物質による影響の監視

2) 水環境の保全

水環境の保全のため、市内の河川及び湖沼の水質の測定を継続して行います。

河川の水質は、公共下水道等の普及によって改善され、健康項目について全ての地点で環境基準を達成していますが、合流式公共下水道区域では、汚水と雨水を別々の下水道に流す分流式への改善が必要です。

生物化学的酸素要求量（BOD）などの生活環境項目については、環境基準を達成していない地点があり、特に、相模湖及び津久井湖の全リンについては、暫定目標値を上回る状況が継続しており、夏場にはアオコが発生しやすい状況となっています。

相模湖及び津久井湖では富栄養化への対策として、合流式公共下水道や高度処理型合併処理浄化槽の整備推進を図るとともに、市外からの流入水に対応するために、神奈川県及び山梨県との連携を推進する必要があります。

【主な取組】

- ・環境監視の継続的な実施
- ・事業所への立入検査の実施
- ・合流式公共下水道の分流式への改善
- ・津久井地域下水道整備の推進
- ・高度処理型浄化槽の設置の推進

3) 土壌・地下水汚染の防止

地下水を保全していくため、市内の地下水の水質の測定を継続して行います。

地下水の水質は、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン及びトリクロロエチレンは全ての地点で環境基準を達成していますが、テトラクロロエチレンは一部の地域で達成しておらず、引き続き状況監視を行います。

土壌汚染対策については、特定有害物質を使用する事業者の未然防止に向けた取組を支援し、事業所の廃止や一定規模以上の土地の形質変更などの契機を捉え、土壌調査及び汚染の除去等を指導し、適切なリスク管理を推進していきます。

また、市内の中山間地域における土砂等の埋立て行為に対して適切に対応するため、市条例に基づく監視及び指導を行います。

【主な取組】

- ・環境監視の継続的な実施
- ・事業者の未然防止に向けた取組への支援
- ・土壌汚染に係る適切な情報開示と周知活動
- ・定期パトロール体制の強化
- ・監視、指導體制の強化

4) 騒音・振動・悪臭対策等の推進

道路交通騒音は、主要幹線道路で測定を継続して行い、環境を監視していきます。また、令和9年(2027)度に開通が予定されているリニア中央新幹線の騒音は、神奈川県と連携して測定していきます。

さらに、事業所などから発生する騒音、振動、悪臭については、適切な対策が図られるよう法令に基づく規制、指導を実施します。また、公害苦情の申立てについては、法令の基準のみでは解決しない場合等に対応する体制の整備に取り組みます。

米軍機による航空機騒音について、測定を継続して行います。特に、厚木基地による航空機騒音やキャンプ座間及び相模総合補給廠周辺におけるヘリコプター騒音等に対しては、騒音の低減に向け、国及び米軍へ働きかけていきます。

[主な取組]

- ・環境監視の継続的な実施
- ・道路交通騒音の防止に向けた道路の適正な維持管理や低騒音舗装等の整備の促進
- ・事業所への立入検査の実施
- ・公害苦情の解決に向けた体制の整備
- ・航空機騒音及びヘリコプター騒音等に対する対応

5) 化学物質対策の推進

化学物質対策の推進のため、大気、水質、土壌中のダイオキシン類の測定を継続して行います。また、廃棄物焼却施設に対し、立入検査を行い、適正な施設の稼働等を指導していきます。

化学物質の環境への排出量は減少しているものの、一層の削減に向け、事業者からの届出により排出量や取扱量を把握し、市民に公表していきます。一方、化学物質による環境リスクを低減させるため、事業者による化学物質の自主的な管理を促すとともに、事業者、市民、行政が化学物質に関する情報を共有し、相互に理解、意思疎通を図ることで環境リスクに関する良好な関係を築けるよう取り組みます。

[主な取組]

- ・環境監視の継続的な実施
- ・廃棄物焼却施設への立入検査の実施
- ・事業者による化学物質の適正な使用・管理の促進

基本目標 5

環境に配慮したライフスタイルの促進

～環境保全の人づくり・仕組みづくり～

[関連する環境分野の個別計画 : 相模原市地球温暖化対策計画、
第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画、
相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略]

関連する SDGs のゴール



(1) 目指す姿

持続可能な社会をつくるためには、今日の複雑・多様化する環境問題を一つ一つ解決していくことが重要となります。そのためには、市、市民、事業者、環境保全団体、研究機関など多様な主体が有機的に連携すること、そして、それぞれのライフスタイルにおいて環境配慮の取組を進めて行く必要があります。市民が手を取り合い、環境についての配慮を行っていくことで、豊かな自然環境や、爽やかな空気、清らかな水を次の世代に引き継いでいくことができます。

市全体の環境配慮の意識の向上、そして、多様な主体の連携により環境課題の解決を図っていく社会の実現を目指して、環境に配慮したライフスタイルへの変革を行っていきます。

目標

「基本目標 5 環境に配慮したライフスタイルの促進」は、「基本目標 1 地球温暖化対策」、「基本目標 2 資源循環の推進」、「基本目標 3 水とみどり・生物多様性の保全・活用」、「基本目標 4 環境リスクの管理」の 4 つの基本目標を達成していくための基盤となる施策です。この施策は、4 つの基本目標を実現するための総合的・横断的な施策として、それぞれの基本目標に共通する土台・人づくり・仕組みづくりを行うことを目標としています。

）施策「環境を守る担い手の育成」及び「複雑・多様化する環境問題への体制整備」においては、個別計画「相模原市地球温暖化対策計画」「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」「相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」の3計画に関連し設定している。

(2) 基本目標の達成の目安となる指標

指標	算定式	目標		
		基準値 (平成 30 (2018) 年度)	中間目標 (令和 5 (2023) 年度)	最終目標 (令和 9 (2027) 年度)
環境意識の醸成度(日常生活において環境に配慮している市民の割合)(%)	市民アンケート ¹	49.9% (令和元(2019)年度)	53.9%	57.9%
	日常生活において、環境に配慮している市民の割合を測ることで、環境を守る担い手が育成されているかを見る指標として、目標値を設定しました。			
環境学習講座の参加人数(人) ²	環境情報センターにおける環境学習事業 + その他自然体験学習などへの参加者人数の合計人数	3,788 人	4,070 人	4,300 人
	環境学習講座の参加人数を測ることで、環境に対する意識の醸成が測られていることを見る指標として、目標値を設定しました。			

1) 市民アンケート調査の環境配慮項目 6 項目のうち、2 項目以上行っている人の割合

2) 環境学習講座の参加人数：環境情報センターにおける環境学習事業やその他自然体験学習などへの参加者人数の合計

(3) これまでの取組と課題

これまで持続可能なまちづくりに向けて、幅広い市民の環境学習の機会の創出、環境情報センターや市民活動サポートセンターなどの市民活動の支援の充実、次代を担う子ども達の育成といった各種施策を進めてきました。特に環境学習の機会の場合は、市、環境保全団体のほか、大学や自治会においても活動がされ、市内で多様かつ多数の活動が展開されています。

そのような活動の成果を背景として、図 4-17 に示すとおり市内の日常生活で環境に配慮する市民の割合は近年上昇傾向にあります。これは、環境の保全を下支えする取組が普及しつつあると考えられ、ますますの進展が期待されます。

今後、人口減少社会に移り変わっていく中で環境の保全を円滑に推進していくためには、多様な主体の連携がより重要となります。また、これまで環境教育や環境活動の機会及び場において主体となって活動していた市、市民、環境保全団体の活動に加え、民間企業も巻き込んだ取組の推進も重要となります。こうした社会情勢の変化を踏まえ、施策を検討・推進していきます。

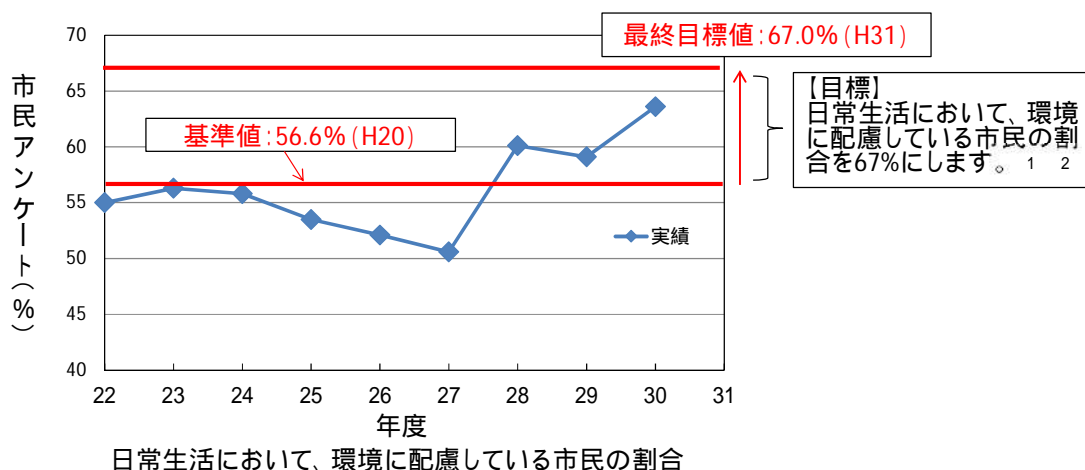


図 4-17 前計画における多様な主体の協働によるまちづくりの成果指標

- 1) 市民アンケート調査の環境配慮項目 6 項目のうち、2 項目以上行っている人の割合
- 2) 平成 28 年度にアンケート項目の見直しを行い、環境配慮項目数を 14 から 6 へ変更しました。これに伴い、算定式を「14 項目のうち 5 項目以上」から「6 項目のうち 2 項目以上」へ変更しました。

(4) 施策体系

基本目標を達成するための施策及び取組方針を下図に示します。

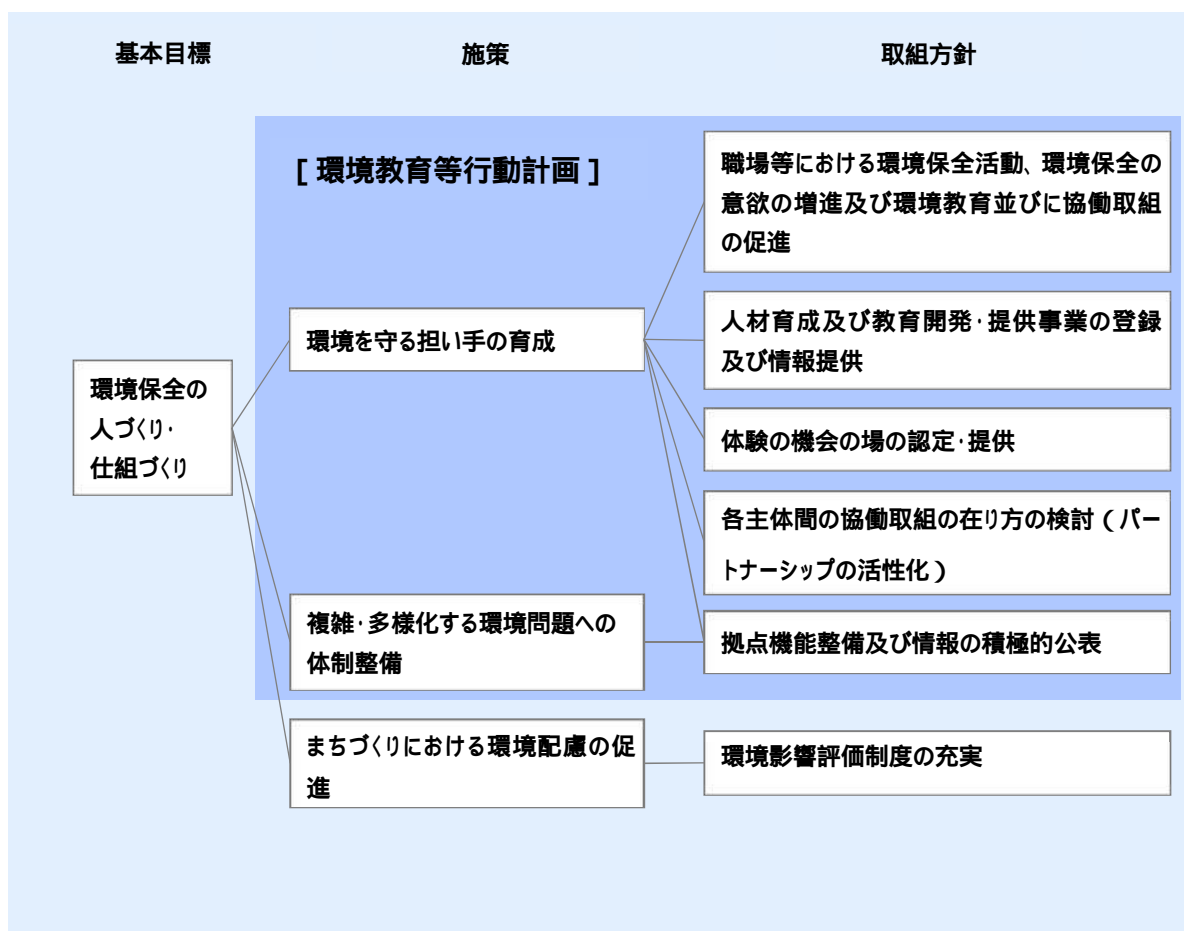


図 4-18 施策体系

)環境教育等行動計画は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に準拠

(5) 環境を守る担い手の育成 [環境教育等行動計画]

① 位置付け及び背景

環境教育は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展していく社会の構築に向けた基盤となる重要な要素と言えます。国は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を施行し、その中で「環境教育等行動計画」の策定を求めています（本計画は、この「環境教育等行動計画」に位置付けられます。）。また、近年は持続可能な開発のための教育であるESD（Education for Sustainable Development）がうたわれ、環境、貧困、人権、平和、開発等に配慮し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動が必要とされています。本項はこのような国内外の動向を背景に、環境教育の目指す姿及びこれを達成するための施策を整理したものとなります。

② 目指す姿

複雑・多様化する環境問題を解決するためには、環境問題への理解を深め、周囲を巻き込みながら自ら環境に配慮した行動を実行できる人材を育成していくことが必要となります。

このためには、環境教育の活動を、関心の喚起、理解の深化、参加する態度や問題解決能力の育成を通じて「具体的な行動」を促し、問題解決に向けた成果を目指すという一連の流れの中に位置付け、取組を進めていくことが重要です。また、家庭、学校、職場、社会又は地域といった、あらゆる主体や場面で取組を進めるとともに、これらの多様な主体の連携による人づくり・仕組みづくりを行っていくことが重要と言えます。これらの取組を推進し、環境・経済・社会が相互に連携しながら持続的に発展していく社会を目指します。

③ 施策内容

1) 職場等における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の促進

職場等の多様な主体の活動拠点における環境教育等の促進は、その拠点からの環境負荷の低減のみならず、その一人一人の家庭や地域での取組につながることを期待されます。環境保全活動の促進や環境保全の意欲の増進、また、職場等における環境教育を円滑に実施していくためには、環境への配慮の方法が体系的に整理された「環境教育プログラム」や「エコアクション 21」、「ISO14001」といった環境認証システム等を導入すること、そして、環境教育等を実施しやすい職場等の体制を整備していくことが重要です。

このように多様な主体への環境教育等を促進・支援する活動を通じて、環境問題についての知識を得ること、そして関心を高めることができます。それらの活動を基盤とすることで、一歩進んで環境問題の原因を解決するための具体的な対策、また、環境の在り方について自ら考え、具体的な取組へと結びつけていくことができるようになります。

【 主な取組 】

- ・ESD の視点を取り入れた環境教育等の促進
- ・表彰や認証等によるインセンティブの付与制度の検討
- ・さがみはらの環境をよくする会などの環境保全活動団体への支援
- ・環境保全活動支援機能の充実
(市民ファンド、市民サポート補償制度、街美化アダプト制度、地域活性化事業交付金等)
- ・エコアクション 21 や ISO14001 等の環境認証システムの利用促進
- ・環境配慮行動の促進 (エシカル消費、グリーン購入、ESG 投資等)
- ・行動科学 (環境行動を促す動機付け) を取り入れた環境教育等の検討

2) 人材育成及び教材開発・提供事業の登録及び情報提供

環境保全を推進し、良好な環境を実現するためには、複雑・多様化する環境問題を解決していくための人材の育成が重要です。人材育成では、環境問題に関心を持ち、理解を深化して問題を解決に結びつける能力(環境問題の現場において実際に行動に結びつく能力)、多様な主体の意見を引き出しつつ相互理解を促す能力を育成していくことが重要です。そして、そのような能力を養成していくためには、身近な生活において環境学習を受ける機会や場を提供・創出していくことが重要になります。

複雑・多様化する環境問題に対する課題解決に向けて、学校機関や環境保全団体等と連携し、環境プログラムや環境教育を学ぶことのできる機会を創出するとともに、プログラムの認定等を行い、問題解決型の人材育成を実行していきます。

【主な取組】

- ・ESDの視点を取り入れた環境教育等の推進
- ・環境問題の解決に資する人材の育成(未来を創る人材の育成)
- ・多様な主体の相互理解、信頼醸成を行う調整役や促進役となる人材の育成
- ・相模原市自然環境観察員制度の運用
- ・市民協働推進大学事業による人材の育成・活用
- ・生涯学習まちかど講座、エコネットの輪などの環境学習プログラムの提供
- ・環境活動ごとの牽引役を養成する講座の提供
- ・各小中学校における環境教育の推進
- ・公民館、市民大学による環境学習の機会の提供

3) 体験の機会の場の認定・提供

個人や事業者等が環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育のために自らの土地や機会を提供することは、地域での環境配慮の取組を支える基盤となります。また、近年は民間団体等が環境保全活動の拠点を整備する事例も見られます。これらの環境教育の体験の機会の場は市内に点在していますが、それらを体系的に認知するとともに、それらの取組を強化していくための認定を進めて行くことが重要となります。

環境保全団体等の活動の支援や環境に対する人材育成を図るため、環境教育に対する体験の機会の場を認定するとともに、このような場における多様な主体の連携の強化を図ります。また、自然体験や社会体験などの「体験活動」を通じた環境教育等を推進していきます。

【主な取組】

- ・環境教育等の「体験の機会の場」の認定
- ・市民・事業者・行政の連携の場の強化
- ・体験型の環境教育等の推進(相模川自然の村野外体験教室、ふるさと自然体験教室等)

4)各主体間の協働取組の在り方の検討（パートナーシップの活性化）

今日の複雑・多様化する環境問題を解決するためには広範な主体の参加・参画・協働といったパートナーシップでの活動が重要です。また、都市部から中山間地域まで多様な環境が存在するため、取組主体の横断的な連携による地域課題への対応が重要になります。

市民、事業者、行政等といった市内の多様な主体をつなぐための機会を創出するとともに、それらのパートナーシップの活性化を目指して主体の連携を推進していきます。また、有識者からなる「相模原市環境審議会」を定期的を開催することで、様々な事業に対して環境配慮の助言を得ます。

そのほか、持続可能な開発目標（SDGs）や ESG 投資に表れているように、国内外の先進企業では、環境の取組をビジネス化していく動きが高まっています。そして、市内事業者を対象としたアンケート・ヒアリングにおいても環境保全をビジネスとして取り込むことの重要性や、ビジネス化に向けた連携を促すことについてのニーズが挙げられています。産学官の共同連携の促進や、環境ビジネスを構築するための多様な主体の連携の在り方、パートナーシップを活性化するための方策を検討していきます。

[主な取組]

- ・市民、事業者、行政等の多様な主体の連携による分野横断型の取組の推進
- ・環境審議会等による環境施策等の評価・検証
- ・環境リスクに対する対話の促進
- ・国、県の補助金等の活用による環境施策の展開
- ・他の自治体との連携・交流
- ・産学官民共同による持続可能な環境共生都市の推進
- ・環境の保全に貢献するビジネスの構築に向けた多様な主体の連携による仕組みの検討
- ・市民活動サポートセンターとの連携の強化
- ・協働事業提案制度の運用
- ・産学官民連携事業の充実（さがみはら環境まつりなど）

(6) 複雑・多様化する環境問題への体制整備 [環境教育等行動計画]

① 目指す姿

近年、地球温暖化の進行による大きな自然災害など気候変動の影響の顕在化、湖沼での富栄養化、特定外来生物種を含む外来種の生息・生育地域の拡大のように、社会・経済情勢の変化を背景とした複雑・多様化する環境問題についての対策が望まれています。これへの対応として、環境に関する情報の一元的な収集・整備といった環境の現状に対する体制整備が重要となります。以上を踏まえ、環境情報センターの機能強化、複雑・多様化する環境問題に対する調査・研究、幅広い環境分野における情報の収集・発信機能など、環境政策に関する基盤の整備を行い、市民が分け隔てなく環境についての有効な情報に触れられる社会の実現を目指します。

② 施策内容

1) 拠点機能整備及び情報の積極的公表

市民や事業者の取組を推進していくためには、市内外の最新の環境情報を一元的に収集・共有化して情報発信していくこと、また、それに向けた情報機関・学術機関の機能強化が重要です。

地球環境の保全から身近な地域の環境改善など、様々なスケールに応じた環境保全・創造を促すための情報を一元的に収集・発信していくための体制づくりを行います。また、複雑・多様化する環境問題に対応するため、最新の科学的知見に基づく調査・研修・対策に向けた体制づくりを行います。

[主な取組]

- ・情報集積発信基地としての環境情報センターの機能強化（環境情報の一元的な収集・共有化）
- ・市環境施策に関連する研究手法に関する検討
- ・市民への商品・サービスについての環境に関する情報の提供
- ・主体間の協働取組の在り方についての周知
- ・環境リスクに対する調査体制の構築
- ・複雑・多様化する環境問題に対する調査研究体制に関する在り方の検討
- ・環境情報センターを中心とした環境教育推進のためのネットワーク構築

(7) まちづくりにおける環境配慮の促進

① 目指す姿

持続可能な社会を構築していくためには、まちづくりにおける環境配慮の取組を一般化（あるいは主流化）し、環境負荷を低減していく必要があります。

現行の環境影響評価制度を適切かつ効果的に運用するとともに、条例の対象外である事業における環境配慮の確保に向けた検討を行うことにより、環境負荷の少ない社会を目指します。

② 施策内容

1) 環境影響評価制度の充実

産業及び経済の発展、生活環境の維持及び向上並びに自然環境の保全の調和を図るため、大規模事業の実施による環境影響を、あらかじめ調査、予測、評価して公表し、適正な環境配慮を行うことを環境影響評価といい、相模原市環境影響評価条例（平成 26 年相模原市条例第 33 号）については、適切で効果的な運用のため、これまでの施行状況を踏まえた点検・見直しを行っていきます。また、法や条例に該当しない事業において自主的に環境影響評価を行う、いわゆる自主アセスを推進・促進する方策を検討するとともに、近年、全国的に増加している太陽光発電事業などの再生可能エネルギー設備の導入事業について、環境保全の観点から必要な検討を進めます。

【 主な取組 】

- ・環境影響評価条例の円滑な運用
- ・環境影響評価条例の点検、見直し
- ・市民、事業者への環境影響評価に関する認知度の向上
- ・事業者の自主的な環境影響評価（自主アセス）のサポート体制の検討
- ・市の事業における自主的な環境影響評価（自主アセス）の推進体制の検討
- ・戦略的環境アセスメントの在り方の検討（配慮書段階の環境影響評価制度の充実）
- ・再生可能エネルギー設備の導入に係る環境保全策の検討

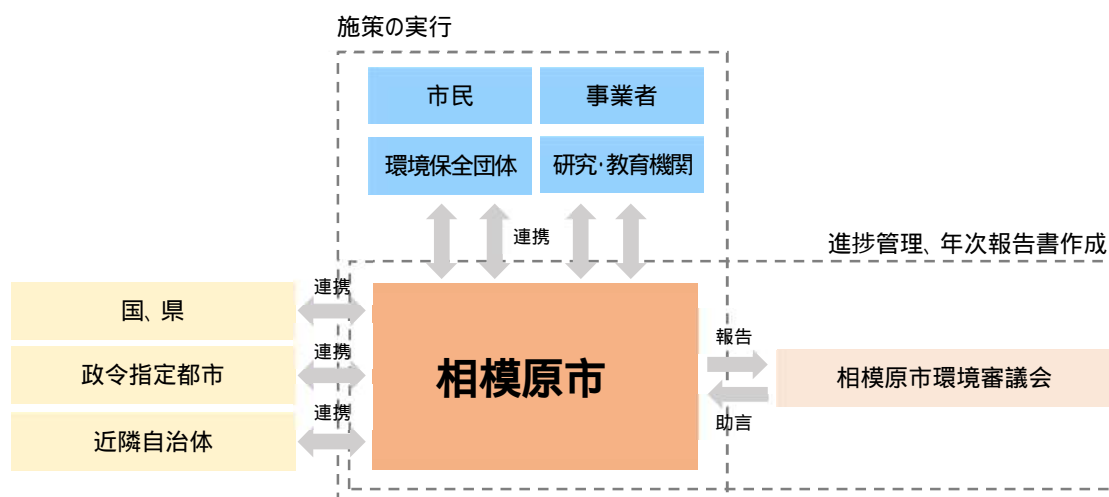
第5章 推進体制・進行管理

1. 計画推進に向けた基本的な考え方及び方針

本計画が目指す「人と自然が共生するまち ～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するためには、本計画で定めた環境施策を総合的に推進していく必要があります。また、そのためには、市の関連部局や、市民・事業者・環境保全団体等といった多様な主体と連携を深めていくことが重要です。また、環境施策の取組状況や効果に客観性を持たせるため、本計画の点検・評価を年次報告書として作成し、ホームページ上で公表していきます。

本計画の推進は、「相模原市環境審議会」に進捗状況を報告し、進捗状況や課題について客観的に審査頂くとともに助言を受け、施策展開に反映していきます。

また、本計画の推進に当たっては、国や県、その他政令指定都市や近隣自治体、九都県市首脳会議等とともに綿密に連携・協力を図り、課題解決を行っていきます。



) 環境情報センター、市立博物館、市内小中学校等を含む。

図 5-1 環境基本計画の推進体制

2. 計画の推進主体と役割

本計画は、市を主体に、市民、事業者、環境保全団体、研究機関など環境に関わる全てのパートナーシップの協働によって進めていきます。それぞれの主体の役割を下表に示します。これらの主体の環境保全への取組を調査・把握するとともに、主体間の連携による環境課題の解決を促すための支援を行っていきます。

表 5-1 計画を推進する主体と役割

本計画に関連する 主な主体	計画推進に当たっての役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段の生活において環境配慮を積極的に推進していくとともに市が行う施策や事業に参画 ・ 環境教育を受けることや環境に対する意識を高めていくことを目的とした環境の保全に関する地域組織や環境保全団体への参画
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業活動や社会貢献活動において環境への配慮に取り組むとともに市が行う施策や事業に参画 ・ 従業員を対象とした環境教育の実施、事業継続計画の策定など、持続可能なビジネススタイルへの転換
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、事業者、行政の様々な主体と協働して環境の保全に向けた活動の継続的な実施
研究・教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の環境に関する基礎研究を継続的实施 ・ 環境配慮行動を促進するため、環境教育の実施
環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境保全に関する重要事項について公正かつ専門的な立場からの審議 ・ 環境基本計画の年次報告書については、進行管理等について審議を行うほか、課題に対する施策反映の方法等に関する助言
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画の推進主体として、市民、事業者、環境保全団体等の様々な主体と協働による計画の推進 ・ 環境に関する意識の醸成、環境配慮のライフスタイルの構築に向けて、各主体の参画を積極的に促すほか、適切かつ透明性の高い情報発信 ・ 環境情報センター、市立博物館は、市民参加による環境・生物調査や基礎研究を進めるとともに、市内の環境情報の一元的な管理・把握による環境教育等の推進 ・ 環境配慮行動を促進するため環境教育等の普及啓発

3. 進行管理と計画の見直し

(1) 進行管理手法

計画の進行管理においては、目指す環境像や目標の達成状況、事業の実施状況を的確に把握・評価し、その結果により明らかになった課題を速やかに事業展開に反映するための仕組み（PDCA サイクル）を進めます。また、CHECK では施策の進捗状況を把握し年次報告書として整理・公表し、その後、寄せられた市民・事業者の意見を集約し、ACTION 段階で反映していきます。

また、施策の推進による SDGs で示すゴールやターゲットへの貢献度については、把握、整理を行い、年次報告書における施策の進捗状況の点検・評価と併せて、公表をしていきます。

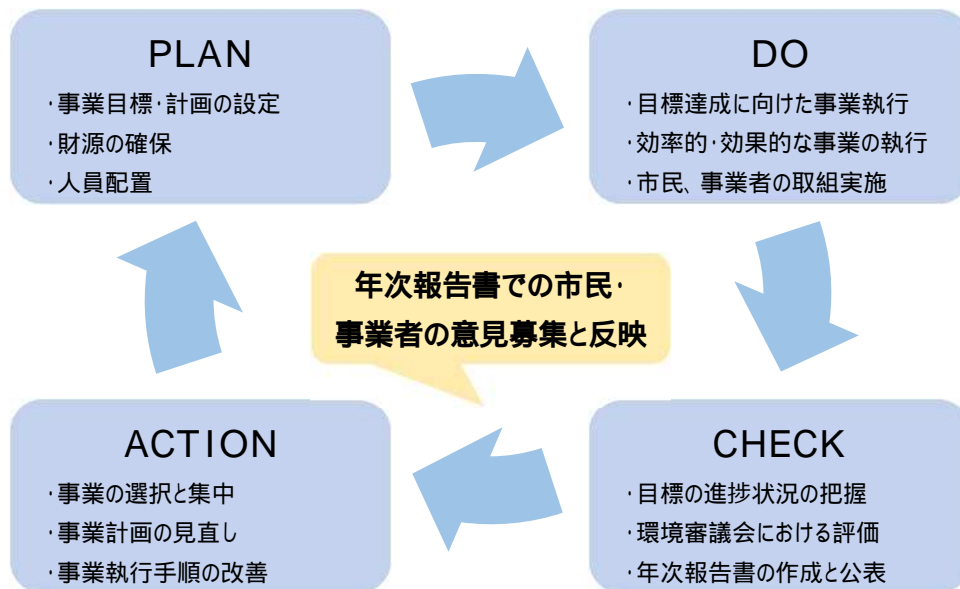


図 5-2 PDCA による施策の進行管理

(2) 計画の見直し

本計画では 20 年後の目指す望ましい環境像を設定していますが、計画期間を令和 9 年度までとしていますので、令和 10 年度以降の計画についても、この将来像を見据えて策定する必要があります。次期計画の策定に当たっては、本計画の評価・検証を行うとともに、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況に柔軟かつ適切に対応する必要があります。

なお、計画の策定段階から市民・事業者など多様な主体の参加を促すことにより、多様な地域特性や考え方を計画に反映させることが望ましいため、取組の推進を担っている各協議会や団体等へのヒアリングを行うとともに、広く市民・事業者の意見を聞くためのパブリックコメントを実施します。

資料編

用語	解説
アスベスト（石綿）	アスベスト（石綿）は、天然の鉱物繊維で「せきめん」「いしわた」とも呼ばれています。肉眼では見ることができない極めて細い繊維であるため、飛散すると空気中に浮遊しやすく、人が吸入すると肺胞に沈着しやすい特徴があります。体内に滞留した石綿が要因となって、肺の線維化や肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすことがあります。現在は、原則として製造等が禁止されています。
エコアクション 21	エコアクション 21 は、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムです。一般に、「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めています。
エコドライブ	自動車などを利用する際に、運転技術など誰でも実行できる手段で燃費を向上させようとする燃費向上施策です。アイドリングストップや加減速の少ない運転、早めのアクセルオフなどが挙げられます。
エコネットの輪	エコネットの輪の正式名称は「相模原市立環境情報センター事業協力者登録制度」です。市民活動団体、事業者、大学及び行政から、それぞれの立場又は環境活動リーダーとして、ボランティアや地域貢献活動を目的とする環境学習プログラムやイベント、各種環境情報を提供してもらい、学校や地域で行われる環境学習や環境活動を広く支援していく制度です。
エシカル消費	エシカルとは「倫理的」という意味で、「人や社会、環境に配慮した消費行動」のことを「エシカル（倫理的）消費」と言います。
オオキンケイギク	オオキンケイギクは北米原産の多年草で、5月～7月にかけて黄色のコスモスに似た花を咲かせます。強靱でよく生育することから、かつては工事の際の法面緑化に使用されたり、苗が販売されたりしていました。しかし、あまりに強く、いったん定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまうため、平成18年に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、生きたままの運搬や栽培、譲渡などは原則として禁止されています。
温室効果ガス（GHG）	温室効果ガス（GHG）Green House Gas を指します。大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体です。京都議定書では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっています。
外来種	国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種を指します。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっています。
河岸段丘	川に沿って片岸または両岸が、川に向かって階段状になっている地形を、河岸段丘と言います。大昔、「洪水で川底に土砂がたまる」「川の流れて川底を削る」「川底が隆起する」「再び川が川底を削り取る」ということを繰り返してきました。
河床勾配	川の流れる方向の川底の傾きのことです。

環境影響評価	<p>環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うことを言います。我が国においては、環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家や環境担当行政機関が関与しつつ手続が実施されています。</p> <p>自主アセスとは、法令による義務がない場合でも、環境配慮をアピールして周辺住民の信頼や同意を得るために、事業者が自主的に環境影響評価を実施することを言います。</p>
環境基準	<p>環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標です。環境基本法第 16 条に基づき大気の大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について定められています。</p>
環境教育	<p>持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のことを言います。</p>
環境教育等行動計画	<p>「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき策定する計画です。</p>
環境配慮契約	<p>環境配慮契約（グリーン契約）とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約を指します。環境配慮契約は、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性を持っています。</p>
環境リスク	<p>人の活動によって環境に加えらるる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）を指します。</p>
緩和策	<p>地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）対策のことを言います。</p>
カーシェアリング	<p>「カーシェアリング」とは特定の自動車を会員間で共有し、好きなときに借りることのできるサービスを言います。</p>
空間放射線量率	<p>空間放射線量率とは、空間中の（ガンマ）線量を測定したもので、1 時間当たりのマイクロシーベルトで表示されています。空間放射線量率は、人間がその場所に 1 時間立っていた場合に、線をどれくらい被ばくするかを表しています。通常、測定器は地上 1m くらいの高さに置かれることが多いですが、これは大人の場合にこの高さに重要な臓器があるからです。</p>
グリーンインフラ	<p>グリーンインフラは、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするものとされています。</p>
グリーン購入	<p>製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。</p>
広域トレイルネットワーク	<p>森林、原野、里地里山等にある踏み分け道、歩くための道が広域的にネットワークとしてつながっていることを言います。</p>
光化学オキシダント	<p>工場・事業場や自動車から排出される NOx や VOC などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグ</p>

	<p>グの原因となっている物質です。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与えます。</p>
行動科学	<p>人間の社会的な行動を科学的に研究することで、その中から、法則性を見出そうとする学問です。そのなかには、心理学や社会学、人類学、経済学、政治学などが含まれています。</p>
高度処理型浄化槽	<p>本市が進める高度処理型浄化槽とは、台所や風呂の生活排水をし尿と併せて処理する浄化槽のうち、窒素・リンの除去が可能なものを言います。</p>
合流式/分流式公共下水道	<p>合流式下水道は、汚水と雨水を一緒に下水処理場へ送ります。一方、分流式下水道は、汚水用管路と雨水用管路の2つを埋設し、汚水は下水処理場へ、雨水は川や海に直接放流します。</p> <p><分流式に転換をすることによる環境リスクへのメリット></p> <p>汚水と雨水をそれぞれ専用の管で集めるので、河川の水質が守られ、環境面でも衛生面でも優れた方式と言えます。</p>
再生可能エネルギー	<p>エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称で、具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指します。</p>
相模総合補給廠	<p>戦前、旧日本陸軍相模陸軍造兵廠として使用されていた施設で、昭和24年に米軍に接収された後は、朝鮮戦争やベトナム戦争に伴い、在日米陸軍の主要な補給基地としての性格を持つようになり、現在に至っています。</p>
里地里山	<p>奥山自然地域と都市域の中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等で構成される地域概念です。</p>
次世代クリーンエネルギー自動車（CEV）	<p>一般のガソリン車やディーゼル車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した自動車のことを言います。次世代クリーンエネルギー自動車には、電池に蓄えられた電気によりモーターを回転させて走行する電気自動車（EV）、エンジンとモーターといったように複数の原動機を組み合わせて走行するハイブリッド自動車（HV）、ハイブリッド自動車に外部から充電できる機能を付加したプラグインハイブリッド自動車（PHV/PHEV）、水の電気分解の逆の反応を利用し、水素と酸素を反応させて電気エネルギーを直接取り出し、モーターを駆動させる燃料電池自動車（FCV）、天然ガスを燃料とする天然ガス自動車（NGV）、天然ガスや石炭から製造される液体燃料を使用するメタノール自動車などがあります。</p>
持続可能な開発のための教育（ESD）	<p>世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。</p>
自然環境保全地域特別地区	<p>自然環境保全地域とは、自然環境を保全することが特に必要な地域として自然環境保全法に基づき環境大臣又は都道府県知事により指定される地域です。本市には21カ所（1,340.5ha）あり、そのうち相模原市緑区牧野の石砂山の一部が特別地区（33.47ha）に指定されています。</p>
自然公園	<p>自然公園法（昭和32年法律第61号）に基づき指定される国立公園及び国定公園、県立自然公園の総称です。優れた自然の美しい風景地を保護しつつ、その自然の中で休養し、レクリエーションを行い、また、自然から学ぶことを目的に指定されています。本市には丹沢大山国定公園と県立丹沢大山自然公園、県立</p>

	陣馬相模湖自然公園があります。
市民協働推進大学事業	相模原市では市との協働による効果的な課題解決に向けて、市民から協働事業提案、アイデア提案を募集し、市との協働事業として実施しています。
市民緑地	都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づき、地域住民の自然とのふれあいの場や生物の生息・生育地となる身近な緑地を契約により確保することを目的とした緑地保全制度の 1 つです。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）では、第 1 に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第 2 に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。また、循環型社会基本計画では、このアンケート結果を踏まえ、具体的な循環型社会のイメージを提示しています。
生涯学習まちかど講座	サークル・地域・職場等に市の職員が出向き、相模原市のことや市の仕事について話す出前講座のことです。
食品ロス	食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。
親水	親水とは、水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることです。
水素エネルギー	水素は、酸素と結びつけることで発電をすることや燃焼することによって熱エネルギーとして利用することができます。エネルギーとして利用する際に CO ₂ を出さないことや、様々な資源から作ることができるといった特徴があります。
水源かん養機能	森の土壌は降水を貯留し、川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させます。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。これらの機能を水源かん養機能と呼びます。
ステークホルダー	企業などの組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係者を指します。例としては、株主、経営者、従業員、顧客、取引先等が挙げられます。
製造品出荷額等	1 年間（1 月～12 月）における製造品出荷額、加工賃収入額その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計です。
生物化学的酸素要求量（BOD）	微生物が水中の汚濁物（有機物）を分解するときには、酸素を使います。水中の汚濁物（有機物）が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を生物化学的酸素要求量（BOD）と言い、一般に BOD が大きい場合は、水中にある有機物の量が多いことを意味するため、有機物による水質汚濁の程度が大きいこととなります。
生物多様性	遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルのそれぞれで生物が持つ多様さをまとめて生物多様性と言います。生物は、同じ種であっても、生息・生育する地域によって、また、個体間でも形態や遺伝的に違いがあります。大気、海や川、土壌など様々な環境に適応して多様な生物種が存在し、生態系を形成しています。近年、生物多様性の保全を促進するため、2010 年には生物多様性条約 COP10 が愛知県で開催され、生物多様性の保全の目標が定められました。
ソーラーシェアリング	農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置し、農業と発電事業を同時に行うことを言います。農林水産省では、この発電設備を「営農型発電設備」と呼んでいます。
ダイオキシン類	ダイオキシン類は、有機塩素化合物でポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD

	D)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナ-ポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の3つの物質群があります。これらは、廃棄物の焼却、塩素によるパルプなどの漂白などの工程で副生成物として生成されてしまいます。健康影響は、生殖、脳、免疫系などに対する影響が懸念されており、研究が進められている段階ですが、日本の汚染レベルは健康影響が生じるレベルではないと考えられています。
地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき地方公共団体は、京都議定書目標達成計画に即して、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等の措置に関する計画を策定することが義務づけられており、相模原市では、令和2年3月に第2次相模原市地球温暖化対策計画が策定されました。
地産地消	地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費することを言います。
低炭素社会	地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO ₂)の排出を、経済発展を妨げることなく、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のことを言います。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指します。
適応策	「適応策」は、既に起こりつつある、または起こりうる気候変動の影響の回避・軽減等を図る取組のことを言います。
特定外来生物	外来生物(移入種)のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)によって規定された生物のことです。アライグマ、オオクチバス、ブルーギル等が指定されています。
特別緑地保全地区	都市緑地法第12条に規定された制度です。都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に地域地区のひとつとしてその区域を定めた緑地のことを言います。神社、寺院等と一体となって文化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境として必要なもの、動植物の生息地または生育地で保全する必要があるものなどが設定されます。
燃料電池	「水素」と「酸素」を化学反応させて、直接「電気」を発電する装置です。発電効率が高いことに加え、発電後は水しか発生させないため、非常にクリーンなエネルギーとして注目されています。
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものです。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥等があります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。
パブリックコメント	国の行政機関は、政策を実施していく上で、様々な政令や省令などを定めます。これら政令や省令等を定めようとする際に、あらかじめその案を公表し、広く国民から意見、情報を募集する手続を言います。
パリ協定	2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定です。2015年

	12月に国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）で採択され、2016年11月に発効されました。世界の平均気温の上昇を産業革命前の2未満（努力目標1.5）に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標にしています。締約国は削減目標を立てて5年ごとに見直し、国際連合に実施状況を報告することが義務付けられました。また、先進国は途上国への資金支援を引き続き行なうことも定められています。
パークマネジメントプラン	都市公園の更なる機能の発揮のため、都市公園の管理及び運営の方針を定めるものです。行政や市民、地域団体、学校、民間事業者等が連携し、みんなで公園の質を高めていくための道しるべとなることを目的として策定されました。
ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、更に冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象を言います。都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）と言われます。
微小粒子状物質（PM2.5）	微小粒子状物質（PM2.5）は、大気中に漂う小さな粒子で、粒径が2.5μm（マイクロメートル：μm＝100万分の1m）以下のものです。PM2.5には、物の燃焼などによって排出される粒子と大気中での化学反応によって生成される粒子があります。粒子が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への健康影響が懸念されています。
フリマアプリ	オンライン上にてフリーマーケットのように個人間による物品の売買を行えるスマートフォン用のアプリです。
保安林	公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林です。農林水産大臣又は都道府県知事が森林法（昭和26年法律第249号）第25条に基づき保安林として指定します。この場合、森林とは木竹の生育に供される土地を指し、現時点で生育しているか否かは問われません。本市の保安林の面積は13,306ha（平成18年3月31日現在）です。
放射線・放射性物質	不安定な原子が安定な原子に変わる過程で放出される粒子（原子よりも小さな粒子）や電磁波を放射線と言い、放射線を放出する性質がある物質を放射性物質と言います。放射線である粒子には、アルファ線、ベータ線、中性子線などがあり、電磁波には、エックス線やガンマ線などがあります。
街美化アダプト制度	公園、緑地、道路、河川敷等の市が所管する公共施設の美化活動を市民と市のパートナーシップに基づき、市民が自発的に行い、市が活動を支援する取組を指します。
メガソーラー	太陽光発電の中でも、出力が1MW(1,000kW)を超える大規模システムをメガソーラーと呼びます。近年、遊休地や休耕地などの土地の有効活用を目的として、各地でメガソーラーの設置が進んでいます。
森づくりパートナーシップ推進事業	市内の貴重な樹林地を守り、継承していくために、市が維持管理方針を定めた緑地について市民活動団体と市がルールを協議して協定を結び、(公財)相模原市まち・みどり公社が支援するなどのパートナーシップによる森づくりのことを言います。
湧水	地下水が地表に自然に出てきたもののことです。湧き水や泉、湧泉とも言います。大量の湧水は川の源流の1つでもあります。
COOL CHOICE	2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目

	<p>標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のことです。</p>
CSR	<p>CSR とは、Corporate Social Responsibility の略です。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するとしています。</p>
ESG 投資	<p>ESG 投資とは、環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行なう投資のことです。ESG 評価の高い企業は事業の社会的意義、成長の持続性など優れた企業特性を持つと言えます。</p>
ESCO 事業	<p>ESCO とは、Energy Service Company（ビルや工場の省エネルギー化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などの全てを包括的に提供するサービス）の略です。ESCO 事業は、省エネルギー効果を ESCO が保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCO の経費等が、全て省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分は全て顧客の利益となるものです。</p>
G20 サミット	<p>アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、メキシコ、韓国、南アフリカ共和国、ロシア、サウジアラビア、トルコ、英国、米国の 19 ヶ国に加え、欧州連合（EU）の首脳が参加して毎年開催される国際会議です。G20 の正式名称は「金融・世界経済に関する首脳会合」です。世界の GDP の 8 割以上を占める「国際経済協調の第一のフォーラム」として、G20 は世界経済を力強く成長させていくことを目的としてきました。</p>
ISO14001	<p>ISO14001 は、環境マネジメントシステムに関する国際規格です。ISO 14001 では、組織を取り巻く全てのヒト（地域住民、利害関係者）、モノ（水、空気など）に対し、組織が与えている『環境影響』を明確にし、悪い影響を与えているのであれば、それを解決させていくためのシステムを作ります。ISO 14001 を取得すると、『環境保全に貢献している企業』とみなされます。</p>
PRTR 制度	<p>PRTR とは、Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略です。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みを言います。</p>
Recycle（再生利用）	<p>ごみを資源として再利用することです。びんを砕いて再度びんを製造するなど、原材料として再利用する再生利用と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。</p>
Reduce（排出抑制）	<p>ものを大切に使い、ごみを減らすことです。リユース、リサイクルに優先されます。</p>
Refuse（発生抑制）	<p>ごみになるものを受け取らないことです。具体的には、スーパーのレジ袋や包装紙・割り箸等を購入時点で断ったり、本当に必要な物以外を衝動買いをしないことを指します。</p>
Reuse（再使用）	<p>一旦使用された製品や容器等を繰り返し使うことです。</p>

TDM（交通需要マネジメント）	Transportation Demand Management の略。都市又は地域レベルの交通需要の時間的・空間的集中を緩和するため、時間の変更、経路の変更、手段の変更、自動車の効率的利用、発生源の調整等により、交通需要量を調整（＝交通行動の調整）する手法です。
ZEH・ZEB	ZEH はゼロエネルギーハウスの略称で、自宅で創るエネルギーが使うエネルギーよりも大きい住宅のことを指します。また、ZEB とは、ゼロエネルギービルの略称であり、「建築構造や設備の省エネルギー 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用 地域内でのエネルギーの面的（相互）利用」の対策をうまく組み合わせることにより、エネルギーを自給自足し、化石燃料などから得られるエネルギー消費量がゼロ、あるいは、おおむねゼロ、となる建築物と定義されています。